

環境保全

1 環境保全活動の推進

2 緑の保全と推進
緑化の推進

3 水環境の保全

4 ごみ処理

5 し尿処理

6 環境総合研究所

1 環境保全活動の推進

(1) 環境保全

ア 概 要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染等といった身近な生活環境の問題から、地球温暖化にともなう異常気象現象の多発をはじめ、酸性雨、オゾン層の破壊、森林減少、砂漠化などの地球規模の問題に至るまで、複雑多様化してきているのが現状である。

このような環境問題は、今日の経済的、社会的な背景における人々の営みが主たる原因となって引き起こされていることを考えると、市民一人ひとりが自分自身の問題として捉え、環境を意識し、配慮した行動をとることが不可欠である。

本市では、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくために、行政と市民、事業者が一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月に「環境保全都市宣言」を行い、その中で、市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することを謳っている。

イ 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

ウ 環境総合計画の策定

環境基本条例に規定する「市民生活における良好な環境の確保を図る」ため、平成13年3月に本市の環境行政のマスタープランとして「第2次熊本市環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針となるものである。計画期間を10年間として策定された本計画について、平成17年度にその中間見直しを行う。

長期目標

- ・自然と共生する風格ある「森の都」をつくる
- ・環境負荷の少ない循環型社会をつくる
- ・地球市民を育てすべての者の参加と協働を実現する

目標達成のための基本方針

- ・環境問題に対して自覚と責任を持ち実践する人を育てる
- ・環境保全型の社会経済へ転換していく仕組みづくりを進める
- ・様々な主体が協力し、ともに切磋琢磨する「協働」の取り組みを進める

エ 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

① 市民啓発事業

廃棄物や河川・地下水等の身近な環境問題や、地球温暖化など地球規模の環境問題をテーマとする環境フェアを

開催し、市民に対する啓発活動を行っている。また、ふれあい出前講座や公民館講座での環境学習会、ごみ処理施設へのバスツアーや、親子環境探検隊などを実施している。

② 事業者の環境配慮促進

ISO14001の規格要求事項を、企業が取り組みやすいように、緩やかに運用する「事業所グリーン宣言」を策定し、宣言して事業所をホームページに掲載するなど、企業の継続的な環境負荷低減の取組みを推し進めている。

③ 行政の率先活動

市自らが行う事務・事業について率先して環境保全に取り組み、環境負荷の低減を図ることを目的として、市の全組織を対象範囲として平成13年12月に策定した「熊本市役所グリーン計画」の推進を図ると共に、平成14年10月には、本庁等を対象範囲として、環境管理システム「ISO14001」の認証を取得、現在、その規格に適合した環境マネジメントシステムを運用している。なお、平成17年9月には、次期認証の取得に向けての更新審査を受審する。

④ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ日常生活に密着した問題である地球温暖化の防止に向け、地方からの対応を進めるため、平成7年度に「地球温暖化防止地域推進計画」を策定し、「市民CO₂20%ダイエットクラブ」「事業所グリーン宣言」など市民、事業者の自主的な行動の推進を図っている。

また、平成15年度末には「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定し、庁内あるいは市域における新エネルギーの普及・促進に取り組んでいる。

⑤ パートナーシップによる環境保全活動の推進

「第2次熊本市環境総合計画」の推進主体として、平成14年度に市・市民・事業者・環境保全に取り組む市民団体等から構成される「エコパートナーくまもと」が設立された。

「エコパートナーくまもと」では、「環境保全都市」の実現に向け、身近な廃棄物問題や地下水問題から地球温暖化に象徴される地球規模の環境問題まで、それぞれのテーマに応じてワーキンググループ（作業部会）を形成し、行政・市民及び事業者が協働で環境保全活動の推進に取り組んでいる。

オ 審 議 会

環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 20人（任期2年）

開催回数 全体会1回 部会3回（平成16年度）

カ 環境紛争の処理

環境紛争調整委員会（昭和63年10月発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあつせん又は調停にあたる。

委 員 6人（任期2年）

開催回数 2回（平成16年度）

キ 公害苦情処理件数

平成16年度の苦情受付件数は表のとおりであり、総数150件と前年度より31件減少した。苦情を種類別に見ると、騒音が31%と最も多く、次いで水質汚濁27%、大気汚染21%、悪臭13%、振動3%となっている。最近5ヵ年間の傾向を見ると、大気汚染関係では廃棄物の野外焼却に関する苦情が多く、水質汚濁関係では油流出事故に関する苦情が多い。

処理件数

種 別 \ 年 度	12	13	14	15	16
大 気 汚 染	44	24	31	49	32
水 質 汚 濁	84	71	84	72	41
騒 音	28	25	37	34	47
振 動	7	3	8	6	5
悪 臭	19	20	14	18	20
そ の 他	7	5	0	2	5
計	189	148	174	181	150

ク 公害防止事前指導

公害や環境に係る苦情を未然に防止するため、工場や店舗・飲食店等の事業場については、建築確認申請の際、その工場等に係る建築工事の内容や付帯設備等を記載させた書類と図面を提出させ、事前指導を行っている。

平成16年度の事前指導件数 459件

環境

(2) 大気保全

ア 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、住みよいまちである。

しかし、最近では、自動車の排ガス中のSPM（浮遊粒子状物質）やベンゼン等の有害な化学物質による大気汚染が新たな問題として顕在化しつつある。

このような中、本市では、市内に7カ所の自動測定局（一般局5局、自排局2局）で大気汚染状況を常時監視するとともに、工場や事業場からのばい煙を監視するため、立入調査等を実施している。

イ 大気汚染の状況

① 環境基準の達成状況

本市の大気環境は概ね良好な状況であるが、浮遊粒子状物質について1局が、また光化学オキシダントについては、全国的に見られるように一般局5局とも環境基準未達成となっている（平成15年度全国達成率0.3%）。

また、二酸化硫黄については、年間を通して低濃度で推移しているが、一時的に高濃度の日があったので、短期的評価において未達成となった。

測 定 項 目		二、酸 化 硫 黄			二酸化窒素			浮遊粒子状物質			光化学オキシダント			一 酸 化 炭 素											
環 境 基 準		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が ⁰ 0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が ⁰ 0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/㎡であり、かつ、1時間値が ⁰ 0.20mg/㎡以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が ⁰ 20ppm以下であること											
環境基準との比較における評価方法		短期的評価			長期的評価			長期的評価			短期的評価			長期的評価			短期的評価			短期的評価			長期的評価		
		1時間値の1日平均値が ⁰ 0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が ⁰ 0.1ppm以下であること			1日平均値の高い方から2%除外値が ⁰ 0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと			年間の1日平均値の低い方から98%値が ⁰ 0.06ppm以下であること			1時間値の1日平均値が ⁰ 0.10mg/㎡であり、かつ、1時間値が ⁰ 0.20mg/㎡以下であること			1日平均値の高い方から2%除外値が ⁰ 0.10mg/㎡以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/㎡を超えないこと			1時間値が ⁰ 0.06ppm以下であること			1時間値の1日平均値が ⁰ 10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が ⁰ 20ppm以下であること			1日平均値の高い方から2%除外値が ⁰ 10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと		
年 度		14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16	14	15	16
一般環境大気測定局	花 畑 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—
	錦ヶ丘局	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—
	古 町 局	—	—	—	—	—	—	○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—
	天 明 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	—	—	—	—
	楡 木 局	—	—	×	—	—	○	—	—	○	—	—	×	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—
ガス自動車測定排出	水 道 町 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○
	神 水 本 町 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

② 対 策

- (ア) 二酸化硫黄については、一時的に高濃度となったが、広域的な現象であり、自然由来とも考えられる。長期的に見ると低濃度で推移しているため、今後、その推移を監視する。
- (イ) 浮遊粒子状物質については、主に自動車から発生しているため、自動車交通公害防止対策を推進する。
- (ウ) 光化学オキシダントについては、自然界からのオゾンが主要因であり、これまで注意報の発令基準である0.12ppmまでには至っていないので、その推移を監視する。

ウ 工場、事業場の監視・指導状況

本市のばい煙発生施設を設置している工場・事業場は、平成16年度末で741件あり、その約8割が冷暖房用のボイラーである。平成12年1月の「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行に伴い、法の適用を受ける廃棄物焼却炉の設置事業場に対して、排出基準の遵守とダイオキシン類の自主測定の指導を行っている。

エ 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏（１６市町村）における自動車交通に起因する大気汚染と騒音を防止し、住民の健康で良好な生活環境の維持・形成を図るとともに、地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成１０年１月、熊本県と熊本市が共同で「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」を策定した。さらに、平成１０年４月に本計画に基づき、「熊本都市圏自動車クリーン対策推進会議」を設置して、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進めている。

① 現 況

自動車交通に伴う大気汚染の状況は、窒素酸化物の濃度が「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」における環境保全目標値の 0.04 ppm （平成１７年度）を超過している。また、自動車交通騒音は、平成１６年度の達成状況（面評価）は、 83.5% であった。

② 対 策

発生源対策や交通量低減化対策として、アイドリング・ストップ運動や公共交通機関の利用促進（ノーマイカーデー）、自転車利用促進等の事業を推し進めている。

オ 有害大気汚染物質監視

① ダイオキシン類の監視と啓発

平成１６年度は、都市中心部、固定発生源周辺、主要道路沿線等の１４地点において、夏期と冬期の２回、大気中のダイオキシン類の測定を行ったところ、全測定地点とも環境基準を達成していた。また、市民や事業者に対しては、啓発用のパンフレットを配布し、ダイオキシン類についての正しい理解を深め、発生防止・削減に努めている。

② 有害大気汚染物質の監視

ベンゼン、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物、水銀等の重金属類など計１７物質について、一般環境（１地点）と沿道（２地点）の３地点で毎月１回測定を行い、モニタリングを実施している。

ここ数年ベンゼンが沿道地点で環境基準を超過していることから、平成１５年度から測定地点を増やし、監視を強化している。

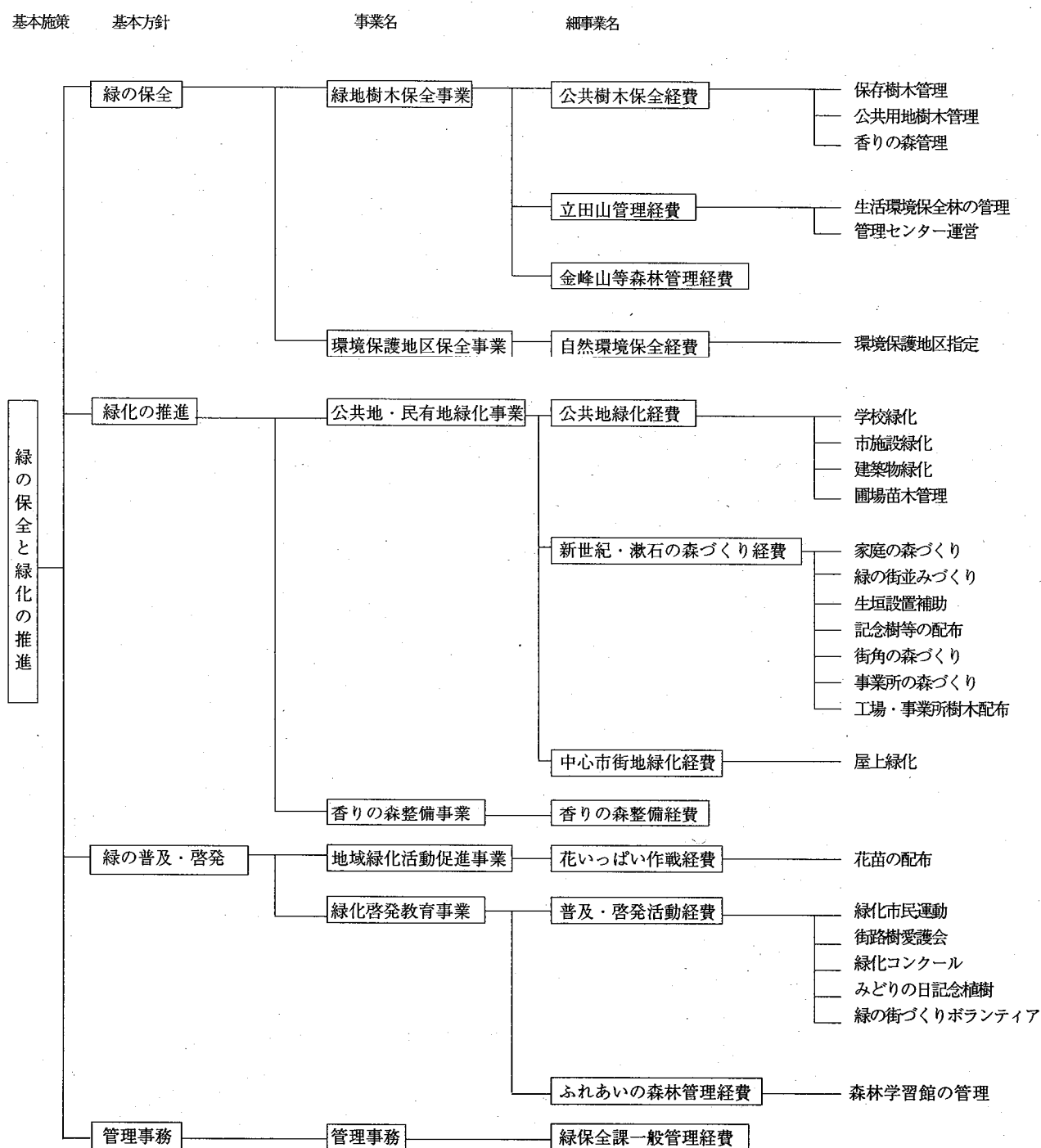
2 緑の保全と緑化の推進

(1) 概要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」（昭和47年10月2日）以来、すでに33年目を迎え、市民の関心と理解を得て、着々とその成果をあげているところである。

さらに平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成13年3月に策定した第5次熊本市総合計画、平成17年3月に策定した「熊本市緑の基本計画」に基づき、21世紀における緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑地の保全と緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

(2) 緑保全と緑化推進に関する事業体系図



(3) 事業実施状況

(平成16年度)

事業名		事業概要	備考
公共樹木保全		保存樹木の指定及び管理、公共樹木の管理	保存樹木管理本数 630本
立田山保全		立田山憩の森の管理外 (施肥、除草、下草刈り等管理)	61.14ha
金峰山管理		「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担	
自然環境保全		環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用	環境保護地区数 11カ所 開発行為事前協議件数 88件
公共地緑化	学校緑化	新設校、未整備校の植栽等	東部中学校外 19校
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	碩台コミュニティセンター外 12施設
	建築物緑化	モデル施設の管理	くまもと工芸会館(吊り花壇) 幸田市民センター(屋上緑化)
	圃場苗木管理	城山圃場ほか3カ所の管理	
漱石の森づくり	家庭緑化	家庭の森づくり補助金、緑の街並みづくり補助、生垣設置奨励補助、記念樹配布、ツタ苗配布、緑地協定区域内の樹木配布	家庭の森づくり補助件数 294件 緑の街並みづくり補助件数 42件 生垣設置奨励補助 40件 記念樹配布数 555本 ツタ苗配布数 3,057株
	事業所緑化	事業所の森づくり補助金、工場・事業所等への樹木配布	事業所の森づくり補助件数20件 配布事業所数 2箇所
	街角の森づくり	地域の広場等の公共性のある場所の植栽	実施箇所数 5箇所
中心市街地緑化		屋上やベランダ、又は壁面の緑化への補助	屋上等緑化補助件数 5件
「香りの森」整備		散策路・駐車場及びトイレ工事を実施	4.1ha
花いっぱい作戦		地域・市施設等に花苗の配布(サルビア・パンジー等)、花壇及びフラワーボットの設置、草花植栽管理	花苗配布(自治会等)数 30万1千株
「みどりの日」の植樹の集い		「みどりの日」を記念して植樹の集いを実施(会場 立田山憩の森、四番漁港)	120人参加
緑化啓発		市民運動による地域環境緑化活動の促進、街路樹愛護会の育成 緑の募金運動の促進、緑化コンクールの実施ほか	緑化市民運動 21カ所 緑化コンクール応募数 38件
ふれあいの森林管理		「ふれあいの森林」の施設管理、ファミリーデイキャンプ	森林学習館利用者 3,098人

環境

3 水環境の保全

(1) 概要

本市は、古来水の都ともよばれるほど清冽で豊富な地下水に恵まれ、今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会では「地下水保全都市宣言」が決議(昭和51年3月)され、さらに「熊本市地下水保全条例」を制定(昭和52年9月)し、地下水保全対策を強化してきたところである。しかしながら、近年都市化の進展や農業情勢の変化により地下水収支が赤字化してきており、水収支改善を図る新たな地下水保全対策を実施するため、数値目標を掲げ、5カ年の実行計画として平成16年3月に「熊本市地下水量保全プラン」を作成した。

一方、熊本地域においては、県及び本市を含む周辺15市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市であり、この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

(2) 水量の保全

ア 水資源有効活用促進

① 啓発活動の推進

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に水保全意識の啓発を行っている。また、平成16年度に市民協働で設置した節水推進パートナーシップ会議より提案された「くまもと湧く湧く節水行動計画」に基き、節水推進のため「わくわく節水倶楽部」を組織し、節水社会実験を中心とした節水市民運動を展開している。

② 工業用水と都市活動用水の合理化指導

熊本市域全体の地下水採取量の3割を占める工業用水と都市活動用水の合理化指導を実施した。工業用水については、昭和63年度から平成9年度まで65事業所を対象に、都市活動用水については、平成7年度から平成12年度まで40事業所を対象に、水の循環利用や節水型機械の導入等、水利用の合理化指導を行った。また、地下水使用の合理化に向けて手引書「都市活動用水の使用合理化」を作成した。

イ 水量監視

① 地下水位の観測

地下水の状況や変化を的確に判断するため、昭和61年度から観測井を設置し、現在22カ所35本（大津町を含む）の井戸の水位を常時監視している。また、地下水の状況を広く市民に理解してもらうため、平成6年に市庁舎前に「地下水情報板」を設置し、当日の地下水位と過去の水位との比較を表示している。

② 年間地下水採取量の集計

用途		年度	11	12	13	14	15
上水道用	井戸本数(本)		90	91	91	92	92
	一日平均採取量(m ³)		242,757	245,832	244,451	239,671	236,235
	年間採取量(m ³)		88,849,045	89,728,535	89,224,629	87,479,865	86,462,042
農業・水産 ・工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)		1,239	1,199	1,182	1,155	1,135
	一日平均採取量(m ³)		37,059	36,533	32,952	33,238	30,156
	年間採取量(m ³)		13,563,716	13,334,575	12,027,450	12,131,933	11,037,133
工業・建築物 ・家庭用等	井戸本数(本)		1,163	1,128	1,115	1,097	1,089
	一日平均採取量(m ³)		52,559	50,246	49,650	49,002	48,173
	年間採取量(m ³)		19,236,665	18,339,967	18,122,455	17,885,891	17,631,172
合計	井戸本数(本)		2,492	2,418	2,388	2,344	2,316
	一日平均採取量(m ³)		332,375	332,611	327,053	321,911	314,564
	年間採取量(m ³)		121,649,426	121,403,077	119,374,534	117,497,689	115,130,347

ウ かん養域保全

水源かん養林整備

森林の持つ水源かん養機能（水資源貯留・水量調節・水質浄化・洪水緩和等）を高度に発揮させるため、最下流に位置し、森林の恩恵を最大限に享受している本市の責務として白川、緑川等の上流域である水源地域において地下水保全及び流域保全を目的とした森林づくりを昭和28年度から実施している。

本市では、今後の造林、管理についても水源かん養を目的とした森林整備が最優先課題であり、より効果が発揮できる地域において、持続性を持ったかん養効果の高い森林づくりを行う必要があることから、現在所有している森林及び今後の新たな森林整備について基本的な考えをまとめた「熊本市水源かん養林整備方針」を平成16年2月に策定した。この方針の中で、熊本市外に所在し地下水かん養区域に属している森林及び白川、緑川の流量確保に寄与している森林についてはすべて「水源かん養林」として位置付け、今後も水源かん養機能を高度に発揮させるため重点的に整備していくこととした。

平成16年度末の「水源かん養林」の管理面積は、約589haであり、菊池郡、阿蘇郡、上・下益城郡などで広域的に取り組んでいる。

水源かん養林所在地及び樹種別面積

平成17年4月1日現在

○所在地別

所在地	面積 (ha)	所有形態別内訳 (ha)		流域別内訳 (ha)		
		民分収林	国分収林	白川流域	緑川流域	菊池川流域
鹿本郡植木町	1.51		1.51			1.51
菊池郡大津町	286.30	286.30				286.30
下益城郡美里町	19.04		19.04		19.04	
上益城郡山都町	60.62	22.97	37.65		60.62	
御船町	21.96		21.96		21.96	
阿蘇郡西原村	140.45	131.29	9.16	70.99	69.46	
南阿蘇村	48.14	41.20	6.94	48.14		
高森町	10.28	10.28		10.28		
合 計	588.30	492.04	96.26	129.41	171.08	287.81
構成比〔所有形態・流域別〕 (%)		83.6	16.4	22.0	29.1	48.9

○樹種別

分類	樹 種	面積 (ha)	構成比 (%)
針 葉 樹	ヒノキ、スギ、クロマツ、イチヨウ	357.76	60.8
落葉広葉樹	ケヤキ、ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ他	224.28	38.1
常緑広葉樹	イチイガシ、シラカシ、タブノキ	5.85	1.0
そ の 他	無立木地	0.41	0.1

エ 人工かん養促進

① 白川中流域の水田活用による人工かん養の促進

白川中流域の水田で平成7年度、8年度、10年度に県市共同で、冬期に水張り試験等の調査を実施し、高いかん養効果が判明した。そこで、平成11年度・12年度に、行政及び学識経験者等による水田利用検討委員会を開催し、地下水かん養のための水田の湛水による活用策について短期と長期の提言を受けた。

平成13年度から15年度までに維持管理上の課題を調査するため水田かん養モデル事業を延べ25haで実施し、営農と地下水かん養の両立が可能と判断したため、熊本県が設置した「白川中流域水田活用連絡協議会」において事業化の合意形成をすすめ、平成16年1月に大津町、菊陽町、水循環型営農推進協議会と「白川中流域における水田湛水推進に関する協定」を締結した。

平成16年度は、255ha・月の水田で湛水が実施され、765万㎡のかん養効果があったと推計された。

② 雨水浸透施設設置助成等

市の施設における雨水貯留施設整備によるトイレ用水等への雨水利用拡大と、雨水貯留施設やビニールハウス雨水浸透施設に対する補助制度を設け、雨水の有効活用と水循環の推進を図っている。

(3) 水質の保全

ア 水質監視

① 地下水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、地下水の環境基準適合状況を調査している。この調査は、市域の地下水質の概況を全般的に調査する概況調査、同一の井戸の水質を長期的に追跡する定期モニタリング調査、及び概況調査で汚染が新たに認められた井戸の周辺を調査する汚染井戸周辺地区調査で構成している。地下水の環境基準値を超過した井戸は次のとおりである。

(平成16年度)

有機塩素化合物	ベンゼン	硝酸性窒素	砒素	フッ素	ほう素
21井戸	1井戸	24井戸	10井戸	27井戸	1井戸

② 公共用水域水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、市域の公共用水域（河川、海域）の環境基準適合状況を熊本市、熊本県及び国土交通省で、それぞれ分担して調査している。河川では25地点、海域では6地点で調査を実施している。

環境基準には、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）がある。

健康項目は、主要地点で年に数回調査を実施している。平成16年度は環境基準を超過した項目はなかった。

生活環境項目は、水域ごとに、河川は6類型、海域は一般項目に関する基準3類型と全窒素、全磷に関する基準4類型が設定されており、環境基準点で環境基準適合状況を評価している。河川、海域ともに水質に大きな変化は見受けられないが、全体的に改善傾向にある。

(平成16年度)

河 川 名	測 定 地 点 名	BOD 生物化学的 酸素要求量	DO 溶存酸素	SS 浮遊物質
白 川	吉 原 橋	1.6	9.7	6.1
	小 島 橋※	1.0	9.1	11
加 勢 川	大 六 橋※	2.5	8.6	7.0
堀 川	坪井川合流前	5.6	9.1	11
坪 井 川	堀 川 合 流 前	1.3	10	3.5
	上 代 橋	7.2	7.2	5.8
	千 金 甲 橋	3.9	6.5	26
井 芹 川	山 王 橋	2.4	10	6.8
	尾 崎 橋	2.1	10	8.3
天 明 新 川	六 双 橋	2.9	7.4	20

(注) 単位はmg/L、BODは75%値、その他は平均値、※は国土交通省の測定地点

③ 化学物質汚染調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から水質と土壌の環境基準適合状況を調査している。その結果、環境基準を超過している地点はなかった。また、底質は平成14年7月に環境基準が設定されたが、環境基準を超過している地点はなかった。

イ 水質浄化対策

① 地下水浄化対策

有機塩素化合物による汚染地区12カ所のうち4地区で、「ガス吸引処理方式」「揚水ばっき処理方式」「活性炭吸着処理方式」などによる浄化装置を用いた地下水浄化が実施されている。対策実施後、地下水濃度は急激に減少しているが、なお環境基準を大きく超過している。このほか、東野地区では平成3年度から、田崎地区では平成15年度からガソリン汚染浄化対策を行っている。

② 水質汚濁規制

水質汚濁防止法などの法令で規制されている特定事業場に立入調査をし、排水の検査を行っている。排水基準を超過しているときは、改善命令等を行っている。

(平成16年度)

法 令 名	届出事業場数	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水 質 汚 濁 防 止 法	554	141	52
熊 本 県 地 下 水 保 全 条 例	98	20	5

③ 生活排水対策

河川の汚濁原因の8割以上が家庭からの生活排水であることから、台所などでできる対策の実践活動を啓発・指導している。特に井芹川の上流域は県から生活排水対策重点地域の指定を受けており、集中的に対策を実施している。

(4) 広域的な保全対策

ア 財団法人熊本地下水基金

本市を含む15市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月に(財)熊本地下水基金を設立し、水源涵養林の造成・整備に関する助成及び確保並びに地下水涵養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度に、水源涵養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得している。

4 ごみ処理

(1) 概 要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成16年3月にごみ処理基本計画（ごみ減量・リサイクル推進基本計画）を策定した。この基本計画及び毎年定める実施計画に基づき、全市域を対象に処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源物等再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度等を実施するとともに、総合的な環境啓発の拠点として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

さらに、平成13年10月から、ごみ処理費用の公平性を高めるとともに、物の長期使用を促しごみの発生を抑制すると同時に市民サービスの向上も図るため、大型ごみ収集を事前申込制（有料・戸別収集）に変更した。そして平成14年8月からは不燃性大型ごみからの金属回収を始めた。また、埋立地の延命化策として、平成17年9月頃に破碎・選別機を導入する予定である。

(2) 収集及び処理量

ア 収 集 量

(単位 t)

区分		年度	12	13	14	15	16
直営	北 部 クリーンセンター		46,164	48,132	46,408	45,364	(注1) (897) 44,842
	西 部 クリーンセンター		54,836	56,507	55,104	53,698	(1,087) 52,990
	東 部 クリーンセンター		50,526	52,266	50,334	51,660	(903) 48,562
	蓮 台 寺 クリーンセンター		14,901	13,722	4,416	4,406	(416) 4,533
委 託 収 集			21,576	26,195	23,093	23,177	(685) 23,054
許 可 業 者			99,458	98,553	101,398	90,638	(1,739) 87,450
自 己 搬 入			46,307	38,223	39,585	49,501	(5,212) 48,392
計			333,768	333,598	320,338	318,444	(10,939) 309,823
1 日 平 均 排 出 量			914	914	878	872	(30) 849
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (g)			1,401	1,394	1,334	1,324	(45) 1,287

(注1) () は台風ごみの量であり、平成16年度の収集量の外数である。

イ 処 理 量

(単位 t)

区分		年度		12		13		14		15		16	
		総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均	総量	日平均
焼却	西部環境工場	128,220	351	128,644	352	126,037	345	120,896	331	124,097	340		
	東部環境工場	153,772	421	153,002	419	155,715	427	160,994	441	153,887	422		
埋 立		25,397	70	22,771	62	14,206	39	17,085	47	13,592	37		
再 資 源 化		26,379	72	29,181	80	24,380	67	19,469	53	18,247	50		
計		333,768	914	333,598	914	320,338	878	318,444	872	309,823	849		

(3) 廃棄物処理手数料

種 別	取 扱 区 分	単 位	金 額
一般廃棄物	焼却又は埋立てのみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	200円
	第9条に規定する大型ごみを排出場所から収集し、運搬し、及び処分を行うとき。	1品目につき	重量、容積、処理の困難性等を勘察し、900円以内で品目別に規則で定める額
産業廃棄物(第15条第1項の規定により告示されたものに限る。以下この項において同じ。)又は産業廃棄物と一般廃棄物の混合状態のもの	焼却のみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	210円
	埋立てのみを行うとき。	1回の持込み量20キログラムにつき	200円

(4) 保有車両と人員

(平17. 4. 1現在)

事業所名	パッカー車	その他の車両	ブルドーザー等	灰 出 ダンプ車	予 備 車	運転士	技術吏員 作業員
北部クリーンセンター	24台	台	台	台	5台	24人	26人
西部クリーンセンター	24				5	24	27
東部クリーンセンター	25				4	25	28
蓮台寺クリーンセンター	10	2tパワーゲート1 真空式ごみ 収集車 2			パッカー車2	13	13
東 部 環 境 工 場		3tユニック 1			灰出ダンプ1		24
西 部 環 境 工 場					灰出ダンプ1		20
扇 田 環 境 セ ン タ ー		散水車 1 3.5tダンプ 1	ブルドーザー3 コンパクター1 ゴムクローラ1 ショベル 2			4	5

(注) 役付職員(主任を除く。)、事務職は含まない。

(5) 資源物等再資源化推進事業

目 的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、ごみの減量、リサイクルの推進、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を図る

収 集 回 数 「資源物」「ペットボトル」収集日、毎月2回 「紙」収集日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、収集日の午前8時30分までに、町内のごみステーションへ搬出する

収 集 品 目 空びん、空缶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、なべ類、自転車など

(単位 t)

年度	12	13	14	15	16
区分					
収 集 量	30,432	34,397	29,352	24,404	22,316
再 資 源 化 量	26,036	28,314	23,837	19,548	17,632
委 託 料 (千円)	345,999	345,009	351,444	359,641	361,731

(注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量－再資源化量＝選別残渣

(6) リサイクルの推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源回収活動を活性化するため、自治会、子ども会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

(平成16年実績)

登録団体 639団体 団体当たりの平均助成額 32,859円(上半期:1月～6月分)
36,381円(下半期:7月～12月分)

助成総額 34,277千円

イ 生ごみ堆肥化容器、電気式生ごみ処理機購入費助成

家庭から排出される生ごみ減量化とリサイクルを促進するため、購入者に対して、助成を行っている。

[生ごみ堆肥化容器]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり3千円を上限)
- ・1世帯2基まで

(平成16年度実績)

助成対象件数 215件
助成対象基数 354基
助成総額 532千円

[電気式生ごみ処理機]

- ・購入代金の2分の1(1基当たり20千円を上限)
- ・1世帯1基まで

(平成16年度実績)

助成対象件数 375件
助成対象基数 375基
助成総額 7,446千円

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ

所在地	戸島町2570番地(東部環境工場内)
建築面積	545m ²
延床面積	1,175m ²
構造	RC造2F(旧東部環境工場管理棟を再利用)
内容	・リサイクル展示(リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介) ・リサイクル品の展示、提供 ・リサイクル体験(紙すき、廃油石けん、ボカシ) ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示

(7) 焼却施設

都市ごみは、ライフスタイルの変化等とともに多様化、増加しつつあるなか、昭和61年に竣工した西部環境工場（450t/日）と平成6年3月に完成した東部環境工場（600t/日）、両工場合計処理能力1,050t/日で可燃ごみの全量焼却体制を維持している。

また、東部、西部両環境工場は、ごみ焼却余熱を利用して発電を行う発電所であり、合計13,500kwの発電能力を持ち、場内及び市関連施設に電力を供給し、余剰の電力は電力会社に売却している。

さらに、余熱の用途として、西部環境工場は周辺農業用ハウスに加温用温水を供給し、東部環境工場は健康増進と地域のふれあいの施設「三山荘」に浴場用温水を供給している。

施設の維持管理面では、西部環境工場は、工場設備の老朽化対策と排ガス中のダイオキシン類対策のため平成9年度から平成11年度にかけて基幹的施設整備を行い、東部環境工場は、法令の新たな規制に対する適合を図るため平成12・13年度で飛灰処理設備改修工事を実施し、平成17年度から平成21年度にかけて老朽化対策として基幹的施設整備を予定している。

ア 施設の状況

区 分 \ 名 称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積	75,633m ² (工場敷地約18,000m ²)	30,843m ²
建 設 年 月	平2. 12～平6. 3	昭58. 3～昭61. 3
建 設 費	22,505,489千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010m ² (管理棟を含む)	14,479m ² (管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力	600t/24時間 (300t×2基)	450t/24時間 (225t×2基)
破 碎 処 理 能 力	30t/5時間	50t/5時間

イ 余熱利用

①東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用し、同工場に隣接する健康増進施設「三山荘」の入浴設備に温水を供給し、地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進に資する。また、発電を行い、場内及び隣接施設の電力を賄うほか、電力会社へ余剰電力を供給するなど、余熱の高度利用を図る。

発 電 設 備 抽気復水蒸気タービンによる発電設備： 発電機定格出力10,500kw
(健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)

開設年月日 平成2年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769m²

建 物 面 積 992.63m² (浴室、大広間、トレーニング室、和室 (茶室含む)、会議室、リラックスルーム)

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間 80 人、浴室 男子・女子用各 30 人、会議室 30 人、和室（茶室含む）20 人
 使 用 料 大人（高校生以上）300 円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
 小人（中学生以下）無料

②西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する

発 電 設 備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力 3,000 kW

（ハウス園芸施設への温水供給）

利 用 者 西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地

施 設 面 積 （農地面積） 約 19,000 m²

加 温 方 式 温水フィンチューブ方式（60℃～80℃）

栽 培 品 目 なす、花き類

温 室 内 容 アクリル温室、ガラス温室

（8）最終処分場

名 称 扇田環境センター

扇田環境センターは、昭和 59 年に供用を開始した最終処分場の埋立残余量が少なくなったことから、平成 11 年より隣接地に新しい最終処分場の建設を行ない、一期工事分として埋立容量 605,000 m³分を平成 15 年 3 月に完成させ、同 6 月から使用を開始した。

新処分場は、十分な埋立容量を確保するためのコンクリート重力式貯留堰堤、汚水を地下に浸透させない 2 重の遮水設備、浸出水の高度処理を行う排水処理施設、十分な貯留量をもつ防災調整池等を備えている。埋立方法は、履土による即日セルとサンドイッチ処理を併用した埋立工法とし、埋立地の安定化、周辺環境を配慮している。浸出水は排水処理施設で高度処理を行った後、市下水道に放流する。

これまで使用した最終処分場（旧処分場）は、ある程度の残余量があるため、環境工場の焼却灰、飛灰処理物のみに限って埋め立てを継続する予定である。

所 在 地 熊本市貢町 1567 番地

総敷地面積 235,700 m²

埋 立 面 積 約 80,000 m²

（旧処分場 91,000 m²）

埋 立 容 量 約 1,500,000 m³ （一期工事分 605,000 m³）

（旧処分場 1,580,000 m³）

供 用 開 始 平成 15 年 6 月

（旧処分場 昭和 59 年 4 月）

工 事 期 間 平成 11 年 6 月～平成 15 年 3 月

5 し 尿 処 理

(1) 概 要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと単独処理浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者（6社1協業組合、車両29台）が行っている。便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。なお、下水道整備により影響を受けるし尿処理業者に対して、平成10年度から5か年間にわたる第一次合理化事業を実施し、平成15年度から引き続き第二次合理化事業を開始した。

一方、公共用水域の水質保全の一環として公共下水道認可区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は市の処理施設で適正に処理をしている。

(2) 処理対象人口と収集量

年度			12	13	14	15	16
区分							
総 人 口 (人)			662,123	665,933	668,446	670,003	670,945
内 訳	水 洗 化	公共下水道 (人)	490,445	507,574	523,577	531,014	538,280
		浄 化 槽 (人)	144,466	133,500	123,042	119,544	114,290
	く み 取 り (人)		27,044	24,733	21,726	19,354	18,289
	自 家 処 理 (人)		168	126	101	91	86
収 集 量	くみ取りし尿収集量 (kl)		28,208.4	24,762.1	22,875.1	21,888.3	19,410.1
	浄化槽汚泥収集量 (kl)		60,924.4	59,195.2	61,291.1	57,750.1	54,686.0
	収 集 量 合 計 (kl)		89,132.8	83,957.3	84,166.2	79,638.4	74,096.1

(注) 総人口は10月1日現在の推計人

(3) 処 理

(単位 kl)

年度	12	13	14	15	16
区分					
秋津浄化センター	45,596.0	42,613.1	40,836.2	33,123.4	27,158.1
中部浄化センター	43,536.8	41,344.2	43,330.0	46,515.0	46,938.0
計	89,132.8	83,957.3	84,166.2	79,638.4	74,096.1

(4) 料 金

人頭制料金 月1回収集のとき……………1人につき367.50円（消費税込）
 人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき183.75円（ ）
 従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……………1リットルにつき8.40円（ ）
 仮設トイレ料金 収集車派遣1回につき……………2,100円（ ）
 加算料金……………1リットルにつき8.40円（ ）

(5) 処理施設

名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
区分		
所在地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺5丁目7番2号
敷地面積	27,191m ²	93,900m ²
建物面積	9,315m ²	19,000m ²
処理能力人口	175,000人	150,000人
処理能力	90m ³ /日（圧送量）	210kl/日
建設年月	1期 昭37.12～39.12 2期 昭43.12～45.3 3期 昭53.1～54.3	1期 昭33.6～34.10 2期 昭37.12～39.3
建設費	1,197,551千円	163,700千円
方式	前処理後、東部浄化センターへ圧送（下水処理）	前処理後、下水処理

環境

(6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

人 槽		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
型 式	腐 敗 型	3,231	211	185	26	13	4	3,670
	全 ば っ 気 型	1,591	87	126	32	3		1,839
	分 離 ば っ 気 型	3,765	122	259	31	1		4,178
	接 触 ば っ 気 型	8,186	663	777	24	5	1	9,656
	計	16,773	1,083	1,347	113	22	5	19,343
合 併 処 理 槽		4,253	108	145	95	93	144	4,838
合 計		21,026	1,191	1,492	208	115	149	24,181

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

年度	12	13	14	15	16
区分					
補 助 対 象 基 数 (基)	198	274	171	229	268
補 助 対 象 人 槽 (人槽)	1,281	1,839	1,116	1,466	1,718
補 助 金 の 額 (千円)	79,959	111,909	68,754	91,041	106,092

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進めた。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っており、利用する市民の好評を得ているところである。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先 (本妙寺駐車場横)	平元. 3	観光物産課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1 (高麗門踏切横)	平元. 3	浄化対策課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11 (江津湖)	平元. 3	公園管理課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8 (一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田弓削1丁目3-1 (武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6 (花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742 (水道局配水池前)	平2. 3	浄化対策課
林 霧 庵	黒髪4丁目610 (立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公園管理課
八 景 水 谷 パークトイレ	八景水谷1丁目7 (八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1 (白川公園内)	平3. 3	〃
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28 (岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江2丁目1 (渡鹿交差点横)	平5. 3	浄化対策課
辛 島 パークトイレ	辛島町1 (辛島公園内)	平5. 9	公園管理課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町 (古城堀端公園内)	平5. 9	熊本城総合事務所
金 峰 山 さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観光物産課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

6 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構 造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033m²

建物面積 本体3,999m²

竣 工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

人 員 22人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌ウイルス等微生物学的検査
および調査研究並びに環境総合センターの管理

(2) 業務実績

環境科学関係業務

調査区分			年度		14		15		16		備 考
					検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数	
行政試験	大気汚染	有害大気汚染物質			108	492	130	690	131	706	ベンゼン、アルデヒド、金属等
		大気汚染物質			167	167	189	189	171	171	窒素酸化物等
		その他			2	2	37	298	48	318	酸性雨
		小 計			277	661	356	1,177	350	1,195	
	水質汚濁	河川水	一般項目		348	1,983	348	2,139	336	1,980	pH、BOD等
			健康項目		17	145	15	145	15	225	水銀、鉛、シアン等
		工場・事業所排水			68	386	66	365	62	362	BOD、水銀、鉛等
		その他			33	181	44	344	42	279	海水、へい死魚調査等
		小 計			466	2,695	473	2,993	455	2,846	
	その他	悪臭物質			2	12	3	21	0	0	アンモニア、硫化物
		廃棄物関係			30	480	28	368	28	368	廃棄物埋立地関係
		精度管理			3	8	2	5	1	2	環境省の精度管理
		その他			55	275	40	88	21	143	火災原因調査、土壌環境調査等
	合 計				833	4,131	902	4,652	855	4,554	

環境

地下水関係業務

調査区分		14		15		16	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	定点監視調査	123	4,976	120	4,973	120	4,973
	汚染防止関係調査	22	66	0	0	0	0
	浄化促進事業	92	2,026	128	2,526	128	2,062
	地下水質モニタリング	153	3,011	262	4,680	393	10,671
	その他	61	258	96	375	63	709
	小計	451	10,337	606	12,554	704	18,415
一般依頼	有機塩素系化合物等	0	0	0	0	0	0
合計		451	10,337	606	12,554	704	18,415

衛生化学関係業務

検査区分		14		15		16	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
行政試験	食品試験	155	1,253	140	2,704	151	2,898
	飲料水、浴場水等の水質試験	484	2,763	604	2,987	633	2,912
	容器包装、おもちゃ等の試験	6	8	9	9	4	10
	家庭用品試験	50	50	50	50	50	50
	小計	689	4,066	803	5,750	838	5,870
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,154	27,337	3,809	33,100	1,758	14,641
合計		3,843	31,403	4,612	38,850	2,596	20,511

微生物関係業務

検査区分		14		15		16	
		検体数	項目数	検体数	検体数	検体数	項目数
行政試験	食品	360	1,053	408	1,327	375	1,047
	環境（浴槽水・プール水等）	488	776	574	974	604	1,018
	食中毒（便・吐物等）	364	5,058	579	6,930	492	5,973
	感染症（O157等、発生動向調査）	148	335	157	409	166	341
	小計	1,360	7,222	1,718	9,640	1,637	8,379
一般依頼	飲料水等	3,188	6,376	4,017	8,034	1,720	3,440
合計		4,548	13,598	5,735	17,674	3,357	11,819

環境学習業務

事業名	内容	期 日	参加人数
夏休み子ども環境教室	水質調査、ソーラー電池の性質、顕微鏡観察など5種類の学習内容	夏休み期間中 20日間	553人
ジュニア環境科学セミナー	水生生物を使った水環境調査、燃料電池にチャレンジ	平成16年度 7月21日～23日 (3日間)	49人
親子環境探検隊	第1回：干潟の観察会等（河内干潟）、第2回：天然水の森観察（西原村）、第3回：里山の自然観察（小萩園）	平成16年度 年3回 (6、11、2月)	245人
春休み子ども環境教室	二酸化炭素・紫外線の実験、酸性雨の調査など5種類	春休み期間中 4日間	76人
学習会等の支援	学校や諸団体等の依頼により、学習会実施を支援する	随時	1396人
科学体感フェア	研究所を開放し、業務に関連する実験などを体験させる	11月28日	460人

経 済

- 1 経 済 振 興
- 2 農 林 水 産 業
- 3 食 肉 セ ン タ ー
- 4 観 光 政 策
- 5 動 植 物 園
- 6 熊 本 城
- 7 競 輪 事 業
- 8 農 業 委 員 会

1 経 済 振 興

(1) 概 況

本市は、九州の中央に位置し、国・県などの行政機関が集積する県庁所在地であるとともに、市内人口67万人、広域都市圏人口約100万人を擁する消費市場を有している。このような背景のもと、市内総生産を産業別に見てみると、卸・小売、運輸・通信、観光・医療・教育、といった各種サービスを提供する第3次産業と政府サービスなどで約9割を占めており（平成14年度）、この点から、本市はサービス産業中心の都市であるといえることができる。

一方、サービス産業の他にも、市内外に誘致された半導体産業、造船業、輸送機器産業等の大規模製造業や、テクノポリスにおけるハイテク産業、バイオ産業、フードパル熊本における食品産業などの集積がみられるとともに、農業においても、商品性の高い作物を中心に全国でも高い生産性を誇る都市型農業が展開されている。

このように、本市経済は、一定の地域需要を満たしながら、他方で進出大企業の活力を付加し、地方の中核的な都市として発展を遂げてきた。

今日の本市経済は、グローバル化、少子高齢化や地方分権時代の本格化に加え、6年後に控えた九州新幹線の全線開業に伴う都市間競争の激化への対応など、多くの課題を抱えている。

このような中、既存産業の強化を図るとともに、「熊本市企業立地促進条例」（平成11年4月施行）に基づいて域外から企業の立地を促進し、ものづくり産業や都市型産業の集積を図るとともに、今後成長が期待される情報・通信、健康・福祉、環境、バイオテクノロジー、新製造技術などをはじめとする新産業の育成と創業支援を積極的に展開し、雇用機会の拡大と地場経済の浮揚に努めている。また、平成16年に民間からの意見を踏まえて策定した地域経済活性化プログラムに掲げた施策の展開を図っている。

さらに、経済の国際化に伴い巨大消費市場としての期待が持たれるアジア地域をはじめとする海外都市との経済交流の推進や、官民一体となったF A Z構想の推進、熊本港のポートセールス活動を行うなど国際化への対応を図っている。

このように、本市は「魅力と活力あふれる産業・経済の振興」を目指して、地場産業の生産性や付加価値を高め、産業の高度化を進めるとともに、これからの時代の要請に対応した産業の育成や成長力のある企業の立地を図り、地域経済の活性化を図る諸施策を実施している。

(2) 産業政策

ア 創業支援

中小企業者や創業を志す市民が、経営革新・経営改善・創業を円滑かつ効率的に達成するために必要な、専門的助言、資金、情報という観点から、経営または融資に関する相談窓口、交流の場、情報提供などの機能を備えた「中小企業経営サポートプラザ」を開設するとともに、産業文化会館地階に小売・サービス業の分野でこれから創業を目指す方や創業間もない事業者のための商売実践の場を提供する「チャレンジフロア」の設置を進めている。

また、中小企業基盤整備機構が整備・運営主体となり、熊本県・熊本市・大学等が連携し、ライフサイエンス（生命工学）分野で起業・新事業展開を行う方に、低賃料の貸オフィス・貸研究室やソフト支援（経営ノウハウ、販路開拓支援等）を提供する起業家育成施設（ビジネスインキュベーション）を整備している。

イ 企業立地促進事業

本市産業を活性化し、ひいては雇用機会を拡大し、市民所得の向上を図るため、平成11年4月施行の「熊本市企業立地促進条例」に基づく優遇制度を活用し、ものづくり産業や都市型産業等の企業の立地を積極的に促進する。具体的な受け皿としては、フードパル熊本を中心とした企業の立地促進を図る。

フードパル熊本

フードパル熊本は、本市が計画し、市と協同組合フードパル熊本が事業主体者、旧環境事業団が開発主体となり開発した食品工業団地であり、地域経済の活性化とリーディング産業である食品産業の振興を目的に建設したものである。特色としては、①生活者との交流、②地域経済をリードする意欲的な企業づくり、③質の高い就労環境、④地域農業との連携、⑤環境との調和の5つのコンセプトを基本に開発し、特に生活者との交流については、各企業において直売施設、見学工場、体験施設等の交流施設を設置するとともに、組合の共同事業として、こだわり工房村（レンタル工房）、とれたて市（朝市）事業にも取り組んでいる。また、本市も食品交流会館、公園、駐車場などの公益的施設を整備し、産業と市民、来訪者の交流の場、地域経済の牽引役としてその発展に大きな期待を寄せている。

位 置	貢町、和泉町地区		
規 模	25.7ha		
	企業用地	13.1ha	
	組合共同用地	1.0	
	公共施設	5.0	
	公益的施設	6.6	

熊本市食品交流会館

熊本市食品交流会館は、食品産業の振興及び地域経済の活性化を促進するために建設したものであり、フードパル熊本の中核施設として、また地域産業、市民及び来訪者の交流施設として機能することを目指している。

所 在 地	貢町松の本581番地2
敷地面積	13,816.80m ²
駐車場面積	10,229.48m ²
建物面積	2,280.85m ²
開設年月日	平成9年11月1日
建設費	999,038千円
主な設備	多目的ホール、第1会議室、第2会議室、パーティールームA・B、イベント広場等
管理運営	株式会社フードパル企画へ委託（指定管理者）

施設利用状況

施設名	14			15			16		
	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用率(%)
第1会議室	502	22,126	72.4	516	22,337	72.9	481	18,748	74.0
第2会議室	256	3,982	45.9	350	4,267	56.4	263	3,677	47.5
パーティールーム	223	8,836	28.3	296	9,105	34.0	346	9,620	43.9
イベント広場	23	19,110	7.0	30	33,160	9.1	16	12,850	5.0
多目的ホール	349	99,784	48.5	433	109,399	60.0	422	140,506	58.3

ウ 海外経済交流の推進

貿易相談をはじめ海外情報の収集、提供等を行う貿易関係団体との連携を通して、地場企業の国際化を推進している。

特に、本市に集積のある食品バイオ関連企業を中心とした経済訪問団をフランスに派遣し、国際見本市への出展や現地企業との商談など活発な産業交流の展開を図る支援事業に取り組んでおり、企業の技術の向上、販路の拡大に資する。

さらに、熊本港利用促進のため、C I Q 関係機関への要望活動や船会社、荷主企業の訪問、韓国・釜山港とのコンテナ定期航路の利用促進等のポートセールスを展開している。

(3) 商工業の振興

ア 魅力ある商店街の形成

中心商店街の振興については中心市街地活性化基本計画に基づき、交通アクセスの充実や統一的な景観整備などを進め、交流拠点としての都市的魅力を高めるとともに、熊本TMO（まちづくり機関）などと連携し、賑わいのある中心商店街を創出する。

また、地域商店街については、地域の特性を活かした個性ある取り組みや地域と一体となって取り組む事業に対して積極的な支援を実施している。

イ 流通機能の強化

九州の中央に位置するという地理的特性を活かし、流通団地など既存の流通拠点施設の充実を図るとともに、九州新幹線や高速道路網など広域交通ネットワークの整備を視野に入れながら広域流通拠点都市としての機能強化を進めている。

ウ 工業の生産性向上

工業の生産性向上や技術力向上のため、産・学・行政の連携による新技術の開発や製品の高付加価値化、技術移転などを促進するとともに、その中核的支援機関であるくまもとテクノ産業財団をはじめとする各支援機関の活動を支援推進する。さらに大学等における研究シーズと企業ニーズのマッチング機会の提供や新製品・新技術の研究開発支援などを通して、工業の振興を図る。

また、工業団地の活性化を促進するため、共同事業等への取り組みを支援する。

エ 人材の確保・育成

職業安定機関や企業との連携のもと、求人活動への支援を図るとともに、勤労者資質の向上、勤労者福祉の充実など、中小企業における人材の確保に務める。

また、企業の資産である人材の育成を支援するため、経営者から新入社員までを対象にした各階層別・分野別能力開発研修や講演会等を体系的に開催するとともに、中小企業大学校等の研修に企業が従業者を派遣する場合、旅費・滞在費の2分の1相当額を補助する「中小企業研修派遣助成制度」を設けている。

研修事業実績

研修種別	14		15		16	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
経営研修（セミナー等）	16件	389人	14件	310人	15件	364人
パソコン・ワープロ研修	18	212	18	200	18	200
経営講演会等	3	369	3	983	2	436
合計	37	970	35	1,493	35	1,000

オ 共同化への支援

関係団体との緊密な連携のもと、共同化の促進や工業団地・商店街アーケード建設などの高度化事業への取り組みに対する支援を実施している。

カ 熊本流通業務団地

流通機能の合理化と都市機能の維持増進を図り、都市環境の改善と消費生活の安定に資するため、市南部の近見・田迎・御幸地区に熊本流通団地を建設したものである。

この熊本流通団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律」に基づき、流通業務施設と関連公益施設等を計画的に整備したもので、100社の卸・運輸・倉庫業者が入居している。

また、地域の情報化を推進するため設立された第3セクターの㈱熊本流通情報センターも流通情報会館に入居しており、高度情報化社会に対応して、ニューメディアを駆使した新しいタイプの流通センターをめざしている。

事業の名称 熊本流通業務団地造成事業

事業主体 熊本市

位置 近見・田迎・御幸地区

(昭和62年1月町界・町名を流通団地1丁目・2丁目に変更)

規模 52.9ha

{	卸・運輸・倉庫施設	29.9ha
	公益的施設	0.5
	公共施設	22.5

キ 熊本市流通情報会館

熊本市流通情報会館は、「地域経済の活性化」を推進し、中小企業の経営活動を積極的に支援するため、(1)熊本地域の産業情報化の核、(2)中小企業の人材育成の場、(3)商品流通情報の交流の場、(4)熊本流通団地の機能を総合的に高めるための拠点施設及び公益施設、(5)企業経営の情報サロンとしての5つの機能を有した総合施設である。なお、当会館は平成17年4月より指定管理者(熊本流通団地協同組合)により管理運営されている。

所在地 流通団地1丁目24番地
 設置主体 熊本市
 敷地面積 5,000㎡
 延床面積 6,943㎡
 構造 事務棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建
 展示棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階建
 建設費 1,871,900千円
 工期 昭和63年3月～平成元年3月
 開館 平成元年4月26日

主要施設

(事務棟) 6階 情報提供コーナー(商工課)
 パソコン研修室、第4研修室、第5研修室、ラウンジ
 5階 第1～3研修室
 4階 (株)熊本流通情報センター
 3階 (株)熊本流通情報センター
 2階 熊本流通団地協同組合
 1階 会館事務室、常設展示コーナー、銀行のATMコーナー
 (展示棟) 1階 展示場(1,088㎡、高さ5.5～7.2m、床荷重1t/㎡)
 地下 駐車場

会館利用状況

区分 年度	研 修 室						展 示 場
	第1研修室	第2研修室	第3研修室	第4研修室	第5研修室	パソコン研修室	
14	327件	442	405	307	442	250	44
	18,002人	12,469	6,934	3,534	6,204	4,001	75,896
15	381件	422	518	412	524	149	42
	28,574人	18,427	10,027	5,314	8,445	3,305	68,306
16	366件	388	474	426	544	147	41
	28,559人	16,081	8,694	4,526	7,796	3,254	65,187

(4) 雇用対策

ア 雇用の確保と安定

求職者の就業支援及び求人对策

- ・若年者に対する企業ガイダンスやセミナー、中高年齢を対象とした再就職支援セミナー、一般求職者に対する就職相談会等を実施し、求職者の就業を支援する。
- ・国の雇用関係助成金の普及・啓発を図り、高齢者や障害者、母子家庭の母等の雇用を促進する。
- ・熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人对策協議会を支援し、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図る。

イ 職業能力の向上

教育訓練の充実

- ・熊本市職業訓練センターや熊本職業訓練短期大学校の内容を充実させ、市民の職業能力の向上を支援する。
- ・熊本市認定職業訓練校を支援することにより、若年労働者の技術養成、職業能力の向上を図る。

ウ 労働環境の向上

関係機関との連携強化及び福利厚生への向上支援

- ・国や県など関係機関との円滑な連携を図りつつ、労働実態の把握と良好な職場環境づくりを支援する。
- ・熊本市勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の運営を通じ、中小企業勤労者の健康保持、体力の増強及び教養、文化等、雇用の促進と福祉の向上を図る。
- ・熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンターの各種祝い金等の給付事業及びレジャー・レクリエーション等の福利厚生事業を支援することにより、従業員の定着を図るとともに、労働力の確保に寄与する。

エ 協議会及び施設一覧

熊本市産業開発求人对策協議会

設 立 昭和39年4月

目 的 市内中小企業者が団結し、若年技能労働力を確保するため求人活動を展開し、もって本市産業の発展を促進する。

組 織 建設業種7団体により組織

活動状況 県内各職業安定所を訪問し、参加企業の各職種PR活動並びに求人状況、就職者の近況等説明、また各構成企業の初任給のアップ、従業員宿舍等、福利厚生施設の充実に努めるとともに就職後は事業主の判断により「熊本市認定職業訓練校」及び「熊本職業訓練短期大学校」に入校、職業訓練を実施し、技能のレベルアップを図る等、労働条件の向上、定着を組織的に推進している。

熊本雇用対策協議会

設 立 昭和44年3月

目 的 職業安定機関と緊密な連絡を保ち、産業界の必要とする労働力の確保と安定を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

組 織

普通会員 この会の趣旨に賛同して加入申し込みのあった熊本公共職業安定所管内に所在する事業所及び業種別団体

特別会員 熊本市並びに熊本商工会議所・熊本県中小企業団体中央会

活動状況 人材の確保・育成

勤労者の定着及び福祉の向上

職業安定機関との連絡の強化

熊本市雇用開発協議会

地域住民の雇用の安定と就労機会の拡充に努め、もって生活の安定と向上を図ることを目的として、平成5年に発足したが、平成13年3月をもって「地对財特法」の失効により、平成14年4月より協議会の目的を「就労の機会が阻害され、日常生活に支障をきたしている市民の雇用の安定と就労機会の拡充に努めること」に改め、行政関連事業の受託などの諸活動を行っている。

就労者数 事務局職員2人、会員55人（平成17年4月現在）

主な事業 ・自転車駐車場（辛島公園地下・武蔵塚駅前・健軍）管理業務・食肉センターと畜解体業務他

熊本市事業内高等職業訓練校

管理主体 職業訓練法人 熊本市職業訓練協会

所在地 南熊本3丁目8番16号

敷地面積 2,362㎡

(第2校舎)

(本館第1期工事)

(本館第2期工事)

建設年月 昭和40年5月

昭和45年4月

昭和49年3月

建物面積 464.40㎡

720.52㎡

290.94㎡

構 造 軽量鉄骨2階建

鉄筋コンクリート2階建

鉄骨耐火造

訓練生数 28人（平成17年4月現在）

熊本市職業訓練センター

事業所の従業員研修、技能レベルの向上（普通訓練）、及び各種の労務相談など、広範囲な技能訓練、情報交換の場として雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）によって設置された施設である。

その中核として、高卒者及び高等職業訓練修了者を対象に、より高度な知識と技能を合わせもつ実践技能者を養成する職業訓練短期大学校を、認定職業訓練校としては全国で初の試みとして昭和54年4月開校した。

また、時代の要請に応えるため、求職者や失業者の再就職のための職業訓練やOA機器化に対応したワープロ、パソコン講座等幅広い職業訓練を実施している。

管 理 主 体 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター

所 在 地 花園7丁目19番10号

構 造 本 館 鉄筋コンクリート2階建

実習棟 鉄骨造平家建

敷地面積 11,362.26㎡

建物面積 2,660㎡ (本館1,093㎡、実習棟1,567㎡)

事業内容 (16年度)

・職業訓練短期大学校	居住システム系建築科	34人	
・職業訓練センター	普通訓練	59コース	14,677人
	能力開発訓練	7コース	7,687人
	情報処理訓練	42コース	3,932人
	自主講座	15コース	3,138人

熊本市技能向上訓練実習場 (職業訓練センター内に建設)

設置主体 熊本市

管理主体 職業訓練法人 熊本市職業訓練センター

所在地 花園7丁目19番20号

構造 鉄骨造平家建

建物延面積 300㎡

熊本市勤労者福祉センター

勤労者並びに市民のみなさんの雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業講習、職業相談、職業情報の提供等を行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化等のための便宜を供与することを目的とした施設である。

名 称 熊本市勤労者福祉センター

設置主体 熊本市

管理運営 (財)熊本市勤労者福祉センター

所在地 黒髪3丁目3番12号

敷地面積 2,436.42㎡

建物延面積 1,422.37㎡

施設概要 1階 体育室・ホール・講習室 職業相談室・更衣室・シャワー室
2階 和室(2部屋)・研修室・大会議室

利用状況 83,487人(平成16年度)

熊本市中小企業勤労者福祉サービスセンター

個々の企業のみでは実施困難な従業員に対しての各種祝金等の給付事業、レジャー、物品購入資金等の貸付事業及び、各種レクリエーション等の福利事業を実施することにより、これらの従業員の福祉の増進を通して、中小企業の従業員の定着を図るとともに労働力の確保に寄与することを目的としたセンターである。

発 足 平成11年4月1日(昭和49年6月1日発足の熊本市中小企業勤労者福祉共済制度を移行)

管理運営 (財)熊本市勤労者福祉センター

共済掛金 1人月額 300円(昭56.4.1より)

加入者数 2,067事業所、被共済者数21,488人(平16.4.1現在)

給付事業 4,353件 37,820千円

(5) 中小企業経営の基盤強化

ア 中小企業の経営力の強化

中小企業が抱える経営上の諸問題についての相談・診断を行うとともに、経営情報の提供など、中小企業の自主的な経営努力を支援し、経営力の強化を図る。

イ 資金調達の円滑化

中小企業が健全な経営活動を営めるよう、金融情報の提供や円滑な資金調達を制度融資により支援する。

融資状況

制度名	14		15		16	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
小口資金融資	1,162	4,767,290	1,143	4,207,800	1,183	4,539,180
無担保無保証人融資	20	42,600	22	55,300	14	35,000
経営安定資金融資	57	864,500	28	432,600	24	325,500
特別短期資金融資	4	6,500	1	2,000	8	13,500
起業化支援資金融資	22	77,200	24	83,620	21	93,800
公害防止施設資金融資	1	8,000	1	4,000	0	0
高度化資金融資	0	0	0	0	0	0
中元・年末資金融資	46	147,500	38	111,200	29	82,300
経営安定資金特例融資	11	66,500	2	6,000	5	36,000
経済環境変動対策資金融資	6	26,500	718	4,650,900	214	1,506,550
地下水使用合理化設備資金融資	0	0	1	3,300	0	0
計	1,329	6,006,590	1,978	9,556,720	1,498	6,631,830

(6) 中小企業への各種助成

ア 中小企業振興助成

助成の種類	助 成 対 象	助 成 措 置
事業助成金	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき	1組合につき10万円（組織し、運営を開始した年度に限る）
	商店街等環境整備事業	事業費が1億円以下のとき、事業費の20パーセントに相当する額以内 事業費が1億円を超えるとき、2千万円に1億円を超える額の10パーセントを加算した額以内とし、3千万円を限度とする
	集団化事業及び施設共同利用事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、2千万円を限度とする
	一般高度化事業	事業費の10パーセントに相当する額以内とし、1千万円を限度とする
利子補助金	創業及び経営基盤の強化に必要な設備	政府系金融機関からの融資残額の100分の2以内3カ年間
融資のあっせん	創業及び経営基盤の強化に必要な設備、高度化施設等、福利厚生施設	融資のあっせん
便宜の供与	中小企業団体のうち市長の認めるものを組織したとき、設備、高度化施設等	用地のあっせん、労働力の確保、道路等の整備、情報・資料の提供、その他

助成状況

年 度		12	13	14	15	16
区 分						
設立運営費	0	3	2	4	2	2
	0	300	200	400	200	200
高度化施設	1	0	2	2	2	0
	10,000	0	30,000	10,478	30,000	0
利子補助金	6	3	2	1	2	2
	885	661	255	157	255	121

イ 商店街共同施設助成

対象施設（街路灯、アーケード、共同駐車場等）総工費（50万円以上）の30%とし、1,500万円を限度とする。

助成状況

年 度	12	13	14	15	16
件 数	6	2	1	4	2
金額（千円）	20,803	2,772	482	17,723	4,569

ウ 商店街共同施設電気料補助

商店街が管理する街路灯電気料の20%を運営資金として補助する。

助成状況

年 度	12	13	14	15	16
件 数	68	68	69	67	67
金額（千円）	7,527	7,682	6,976	6,589	6,657

エ 商店街活性化特別支援事業

商店街等が実施する集客や販売促進等の事業を助成する。

助成状況

年 度	12	13	14	15	16
件 数	35件（57団体）	39件（56団体）	39件（56団体）	36件（61団体）	37件（63団体）
金額（千円）	47,820	37,369	38,277	32,956	26,548

(7) 中小企業金融対策

ア 中小企業金融制度一覧

(平成17.9.1現在)

制度名 (発足年月日)	目的	対象	使途	融資限度額	融資期間及び利率	据置期間	保証料率	連帯保証人	返済方法	申込先	取扱金融機関	市預託条件		
												融資原資	協同倍率	融資枠
小口資金融資 (昭38.8.7)	市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・従業員20人以下であること	運転資金 設備資金	1,000万円以内	30ヶ月 年2.00% 45ヶ月 年2.10% 60ヶ月 年2.20%	6ヶ月以内	有担保 年1.00%以内 無担保 年1.10%以内 保証料補給 2分の1	400万円以内 ・・・1名以上 400万円超 ・・・2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 金融経営相談課	肥後銀行 熊本7779-銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	千円 千円 倍	25	千円 11,081,250 県信用保証協会
無担保 無保証人 資金融資 (昭46.5.1)	市内小規模事業者の無担保無保証人による円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している個人事業者 ・従業員20人以下(商業・サービス業は45人以下)であること ・市民税の所得額が低いこと	運転資金 設備資金	1,000万円以内	36ヶ月 年2.00% 60ヶ月 年2.20%	無	年0.75% 保証料補給 2分の1	不要	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 金融経営相談課	肥後銀行 熊本7779-銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	13,000 (出捐金)	25	325,000 県信用保証協会
経営安定 資金融資 (昭43.4.1)	市内中小企業者の経営の合理化、体質の改善に必要な資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者及び組合	運転資金 設備資金	1事業者 3,000万円以内 1組合 4,000万円以内	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	6ヶ月以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内 保証料補給 2分の1	400万円以内 ・・・1名以上 400万円超 ・・・2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 金融経営相談課	肥後銀行 熊本7779-銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	700,000	3	2,100,000 県信用保証協会
起業化支援 資金融資 (平12.4.1)	具体的な計画のもとに新規に事業を始める者、事業の転換又は多角化を行う者に対して、資金の円滑な融資を図ることにより、起業支援を行い、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	・新規開業(全体事業費の20%以上の自己資金が必要) ①市内に1年以上居住している者で県内の同一事業所に2年以上勤務又は県内において同一業種に通算3年以上勤務し、従事していた業種と同一の事業を営もうとする者 ②上記以外の者で市内に居住する者(学生については学校の推薦を受けた者) ・転業・多角化 市内に1年以上居住し、かつ市内において、同一事業を3年以上継続して営んでいる者	運転資金 設備資金	新規開業① 転業・多角化 1,000万円以内 新規開業② 500万円以内	7年以内 年2.00%	1年以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内 保証料補給 2分の1	1名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 金融経営相談課	肥後銀行 熊本7779-銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	500,000	3	1,500,000 県信用保証協会
特別短期 資金融資 (昭48.4.1)	市内中小企業者の短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	市内に6ヶ月以上居住し、かつ同一事業を6ヶ月以上経営している中小企業者	運転資金 設備資金	200万円以内	1年以内 年2.30%	2ヶ月以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内	1名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本商工会議所 市内各商工会 金融経営相談課	肥後銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫	10,000	2	20,000 県信用保証協会
中元年末 資金融資 (昭28.6.1)	市内中小企業者の中元・年末時期に必要な短期資金の円滑な融資を図ることにより、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする	市内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者	運転資金	500万円以内	6ヶ月以内 年2.30%以内 (保証付の場合 年2.10%以内)	無	保証付の場合は協会の定めるところとする	取扱金融機関の定めるところとする		取扱金融機関	熊本7779-銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 商工組合中央金庫 熊本県信用組合 九州幸銀信用組合	200,000	3	600,000 熊本中央信用金庫 商工組合中央金庫 熊本県信用組合 九州幸銀信用組合

(平成17.9.1現在)

制度名 (発足年月日)	目的	対象	使途	融資限度額	融資期間及び利率	据置期間	保証料率	連帯保証人	返済方法	申込先	市預託条件		
											融資原資	協調倍率	預託機関
経営安定資金 融資特例措置 (昭55.4.15)	市内の大規模小売店の退出により影響を受ける中小企業者、倒産関連中小企業者、被災地、被災により被害を受けた中小企業者及び市内の大規模小売店の撤退に伴い影響を受ける中小企業者に対し、経営の安定のため円滑な融資を図ることに寄与することを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上(天災地変、火災の場合6ヶ月以上)経営している中小企業者 ①大規模小売店(床面積1000㎡以上)の退出又は増床により経営に影響を受けると市長が認めたもの ②倒産企業に対して直接取引をおこなっている者で、50万円以上の売掛債権を有し、その回収が困難であると市長が認めたもの ③天災地変・火災により被害を受けた中小企業者 ④大規模小売店の撤退、譲渡、又は縮小に伴い経営に影響を受けると市長が認めたもの	運転資金 設備資金 ①④については 設備資金 (のみ)	1,500万円以内	7年以内 年2.00%	1年以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内	400万円以内 ・・・1名以上 400万円超 ・・・2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本77パブリック銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	150,000	3	450,000 県信用保証協会
経済環境変動 対策資金融資 (昭62.6.1)	経済環境の変動により事業活動に支障をきたしている中小企業者に対し、経営の安定に必要な資金の円滑な融資を図ることに寄与することを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・申込み時点の直近2期(年)の売上高について、前期(年)の売上高が前々期(年)の売上高に比べ5%以上減少、または申込み以前1年以内のいずれかの連続した3ヶ月の平均売上高が前年同期の平均売上高に比べ5%以上減少している者(平成18年3月31日 融資実行分まで)	運転資金	1,500万円以内 (平成18年3月31日 融資実行分まで)	7年以内 年1.75%	6ヶ月以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内	400万円以内 ・・・1名以上 400万円超 ・・・2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本77パブリック銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	1,711,000	3	5,133,000 県信用保証協会
公害防止施設 資金融資 (昭46.11.1)	市内中小企業者の工場又は事業所における、公害防止に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図るにより、もって市民の健康の保護、生活環境の保全を図ることを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・公害防止に関し、監督機関の改善指導を受け、市長が必要と認めた施設	設備資金	800万円以内	7年以内 年2.20%	6ヶ月以内	有担保 年1.00%以内 無担保 年1.10%以内 保証料補給 全額	2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本77パブリック銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	20,000	2	40,000 県信用保証協会
地下水使用 合理化設備 資金融資 (平3.4.1)	市内中小企業者の、工場及び事業所における地下水の使用合理化に必要な施設の設置又は改善等に要する資金の円滑な融資を図るにより、もって本市中小企業者の振興に寄与することを目的とする	・市内に1年以上居住し、かつ同一事業を1年以上経営している中小企業者 ・地下水の使用合理化を図るものとして市長が認めた施設、設備	設備資金	1,000万円以内	3年以内 年2.00% 5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 利子補給 全額	6ヶ月以内	有担保 年1.05%以内 無担保 年1.15%以内 保証料補給 全額	400万円以内 ・・・1名以上 400万円超 ・・・2名以上	元金均等 月賦返済	取扱金融機関 熊本77パブリック銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	10,000	3	30,000 県信用保証協会
高度化 資金融資 (昭44.4.1)	市内中小企業者の高度化及び近代化に必要な資金の円滑な融資を図るにより、もって本市中小企業者の振興に寄与することを目的とする	・事業協同組合・商店街振興組合 ・環境衛生同業組合等及びその組合員	運転資金 設備資金	1組合 8,000万円以内 1組合員 2,000万円以内	8年以内 年2.60%	無	保証付の場合は協会の定めるところとする	取扱金融機関の定めるところとする		取扱金融機関 熊本77パブリック銀行 熊本信用金庫 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫	40,000	4	160,000 県信用保証協会

※ 公害防止施設資金融資、地下水使用合理化設備資金融資利用者及び公衆浴場事業者、伝統工芸者、側産関連中小企業に対する利子補給制度有り

(8) 産業文化会館

熊本市産業文化会館は、①産業の振興、②市民文化の振興奨励と創造的活動の助長推進、③地元中小企業の共同化の推進の三つの機能を有する産業文化の拠点施設。

所在地 花畑町7番10号

設置主体 熊本市

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階地下1階

敷地面積 2,214㎡

建物面積 延床面積 11,849㎡ (うち駐車場429㎡)

建設費 総事業費 2,650,000千円

付属施設 立体駐車場 31台

開館 昭和56年3月15日

主な施設

7F 大ホール (固定席700名)

6F 会議室 (研修室) 7室

5F 総合展示場、熊本市消費者センター

4F 熊本市金融経営相談課、日本貿易振興機構(ジェトロ)熊本貿易情報センター、(社)熊本県貿易協会、熊本市商店街連合会、くまもとファズ(株)、(社)熊本県バス協会、(社)熊本産業貿易振興協会、経済懇話室

3F 小ホール、熊本県物産館、(社)熊本県物産振興協会、会館管理室

2F (社)熊本県観光連盟、(財)熊本国際コンベンション協会、店舗(産業文化会館出店者協同組合)

1F 熊本市観光情報センター、店舗(産業文化会館出店者協同組合)

B F 店舗

会館利用状況

区分 年度	大　ホ　ー　ル							小　ホ　ー　ル							視 聴 室 （研 修 室）	総 合 展 示 場	
	集 式 会 ・ 大 会 典	音 楽 会 ・ 演 奏 会	歌 謡 シ ョ ー ・ 浪 曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 演 ・ 講 習 会	そ の 他 計	集 式 会 ・ 大 会 典	研 修 会 ・ 講 習 会	講 演 会 ・ 会 議	音 楽 会	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	展 示 会			そ の 他 計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
12	146	88	8	36	44	55	377	5	325	2	0	24	14	6	376	3,678	219
13	143	85	6	47	23	53	357	8	288	3	5	27	23	3	357	3,371	297
14	159	81	6	43	13	46	348	8	279	7	6	27	4	15	346	3,299	380
15	143	60	17	37	16	24	297	10	249	2	5	25	3	32	324	2,741	374
16	150	88	15	50	32	55	390	15	292	5	2	26	0	1	341	3,106	423

利用者状況

区分 年度	大 ホ ー ル					小 ホ ー ル				
	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個 人	計	公共 団体	文化 団体	一般 団体	個 人	計
12	件 34	件 0	件 335	件 8	件 377	件 2	件 2	件 371	件 1	件 376
13	32	2	317	6	357	2	2	352	1	357
14	27	2	312	7	348	2	4	339	1	346
15	27	2	260	8	297	2	4	317	0	324
16	41	5	334	10	390	0	1	339	1	341

(9) 経済統計

ア 産業別市内総生産

(単位 百万円、%)

項 目			実 数			構 成 比			対 前 年 度 比	
			12年度	13年度	14年度	12年度	13年度	14年度	13年度	14年度
産 業	第1次産業	農 業	16,703	16,607	17,194	0.8	0.7	0.8	△3.0	△5.2
		林 業	102	65	58	0.0	0.0	0.0	△35.5	△4.9
		水 産 業	2,072	1,953	2,731	0.1	0.1	0.1	△5.9	22.1
		小 計	18,877	18,056	19,982	0.8	0.8	0.9	△3.5	△2.2
	第2次産業	鉱 業	376	72	35	0.0	0.0	0.0	△79.2	△39.8
		製 造 業	174,795	153,800	145,977	7.9	7.0	7.0	△8.7	△7.3
		建 設 業	100,807	89,461	93,536	4.6	4.1	4.5	△12.0	0.6
		小 計	275,978	243,333	239,548	11.8	10.7	10.8	△10.0	△4.4
	第3次産業	電気・ガス・水道業	34,791	35,509	47,544	1.6	1.6	2.3	0.2	7.1
		卸 売 ・ 小 売 業	456,293	421,639	365,162	20.6	19.3	17.6	△1.4	△3.1
		金 融 ・ 保 険 業	130,820	122,663	164,913	5.9	5.6	7.9	6.2	3.8
		不 動 産 業	266,930	263,903	262,711	12.1	12.1	12.6	1.0	0.7
		運 輸 ・ 通 信 業	139,464	128,462	130,298	6.3	5.9	6.3	△2.4	△3.3
		サ ー ビ ス 業	633,974	664,072	606,367	28.6	30.4	29.2	△0.4	△0.4
		政府サービス生産者	308,217	331,640	314,139	13.9	14.3	15.1	0.8	△0.9
		対家計民間非営利 サービス生産者	64,532	61,370	68,532	2.9	2.8	3.3	1.5	4.9
		小 計	2,035,020	2,009,258	1,959,667	87.3	88.5	88.3	0.1	△0.4
	合 計		2,329,876	2,270,676	2,219,197	105.2	104.0	106.7	△1.1	△0.8
	(控除) 帰属利子等		115,270	87,696	140,110	5.2	3.2	6.7	4.1	3.9
	市内総生産 (市場価格表示)		2,214,606	2,182,980	2,079,088	100.0	100.0	100.0	△1.3	△1.1

(注) 表中の計数は単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

(資料) 熊本県統計協会「平成14年度市町村所得推計報告書」

イ 産業(大分類)別事業所数及び従業者数の推移(全事業所)

(平成13年事業所・企業統計調査結果)

産 業 大 分 類	昭和61年		平成3年		平成8年		平成13年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全 産 業	31,346	269,005	33,886	309,748	33,323	331,446	30,626	311,671
農 林 水 産 業	28	809	38	792	38	698	27	726
非 農 林 水 産 業	31,318	268,196	33,848	308,956	33,285	330,748	30,599	310,945
鉱 産 業	7	45	6	24	7	62	6	19
建 設 業	2,265	22,254	2,804	27,625	2,896	29,973	2,615	24,700
製 造 業	1,393	24,480	1,396	27,900	1,383	27,576	1,163	23,057
電気・ガス・熱供給・水道業	13	1,393	17	1,464	18	1,368	22	1,615
運 輸 ・ 通 信 業	860	19,715	962	18,817	971	19,880	929	16,863
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	16,014	92,775	16,368	104,659	15,390	110,959	13,657	104,793
金 融 ・ 保 険 業	656	13,853	732	15,230	802	17,642	718	12,332
不 動 産 業	1,244	3,773	1,540	4,671	1,471	4,451	1,404	4,327
サ ー ビ ス 業	8,741	72,437	9,903	91,830	10,199	102,477	9,962	105,924
公 務	125	17,471	120	16,736	148	16,360	123	17,315
構 成 比								
非 農 林 水 産 業	100	100	100	100	100	100	100	100
鉱 産 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建 設 業	7.3	8.9	8.3	9.5	8.7	9.5	8.6	9.5
製 造 業	4.5	9.8	4.1	9.5	4.2	8.8	3.8	8.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	0.5	0.1	0.6	0.1	0.4	0.1	0.4
運 輸 ・ 通 信 業	2.8	7.9	2.9	6.4	2.9	6.3	3.0	6.3
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	51.3	37.0	48.5	35.8	46.4	35.3	44.8	35.3
金 融 ・ 保 険 業	2.1	5.5	2.2	5.2	2.4	5.6	2.4	5.6
不 動 産 業	4.0	1.5	4.6	1.6	4.4	1.4	4.6	1.4
サ ー ビ ス 業	28.0	28.9	29.3	31.4	30.8	32.6	32.7	32.6
対 前 回 増 加 数								
全 産 業	1,104	△ 4,593	2,540	40,743	△ 563	21,698	△ 2,681	△ 19,775
農 林 水 産 業	△ 2	△ 181	10	△ 17	0	△ 94	△ 11	28
非 農 林 水 産 業	1,106	△ 4,412	2,530	40,760	△ 563	21,792	△ 2,670	△ 19,803
鉱 産 業	△ 7	△ 144	△ 1	△ 21	1	38	△ 1	△ 43
建 設 業	195	△ 3,455	539	5,371	92	2,348	△ 265	△ 5,273
製 造 業	△ 89	△ 2,068	3	3,420	△ 13	△ 324	△ 220	△ 4,519
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 11	△ 176	4	71	1	△ 96	4	247
運 輸 ・ 通 信 業	52	△ 2,503	102	△ 898	9	1,063	△ 42	△ 3,017
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	34	△ 2,730	354	11,884	△ 978	6,300	△ 1,733	△ 6,166
金 融 ・ 保 険 業	99	△ 154	76	1,377	70	2,412	△ 84	△ 5,310
不 動 産 業	213	880	296	898	△ 69	△ 220	△ 67	△ 124
サ ー ビ ス 業	598	5,628	1,162	19,393	296	10,647	△ 237	3,447
公 務	22	310	△ 5	△ 735	28	△ 376	△ 25	955
対 前 回 増 加 率								
全 産 業	3.7	△ 1.7	8.1	15.1	△ 1.7	7.0	△ 8.0	△ 6.0
農 林 水 産 業	△ 6.7	△ 18.3	35.7	△ 2.1	0.0	△ 11.9	△ 28.9	4.0
非 農 林 水 産 業	3.7	△ 1.6	8.1	15.2	△ 1.7	7.1	△ 8.0	△ 6.0
鉱 産 業	△ 50.0	△ 76.2	△ 14.3	△ 46.7	16.7	158.3	△ 14.3	△ 69.4
建 設 業	9.4	△ 13.4	23.8	24.1	3.3	8.5	△ 9.2	△ 17.6
製 造 業	△ 6.0	△ 7.8	0.2	14.0	△ 0.9	△ 1.2	△ 15.9	△ 16.4
電気・ガス・熱供給・水道業	△ 45.8	△ 11.2	30.8	5.1	5.9	△ 6.6	22.2	18.1
運 輸 ・ 通 信 業	6.4	△ 11.3	11.9	△ 4.6	0.9	5.6	△ 4.3	△ 15.2
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0.2	△ 21.9	2.2	12.8	△ 6.0	6.0	△ 11.3	△ 5.6
金 融 ・ 保 険 業	17.8	△ 1.1	11.6	9.9	9.6	15.8	△ 10.5	△ 30.1
不 動 産 業	20.7	30.4	23.8	23.8	△ 4.5	△ 4.7	△ 4.6	△ 2.8
サ ー ビ ス 業	7.3	8.4	13.3	26.8	3.0	11.6	△ 2.3	3.4
公 務	21.4	1.8	△ 4.0	△ 4.2	23.3	△ 2.2	△ 16.9	5.8

ウ 商 業

業種別商店数・従業員数・年間販売額

(平成14年商業統計調査結果)

産 業 分 類	商店数			従業員数			年間商品販売額		
	平成9 年実数 (店)	平成14年		平成9 年実数 (店)	平成14年		平成9年実数 (万円)	平成14年	
		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (店)	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
合 計	10,018	9,205	-	71,392	74,371	-	314,976,213	255,022,235	-
卸 売 業 計	2,637	2,417	100	29,013	26,324	100	232,935,333	174,246,275	100
481 各種商品卸売業	11	4	0.2	x	69	0.3	x	452,965	0.3
491 繊維品卸売業	17	13	0.5	204	58	0.2	973,016	120,334	0.1
192 衣服・身の回り品卸売業	149	119	4.9	1,295	1,149	4.4	6,756,399	3,191,854	1.8
501 農畜産物・水産物卸売業	342	296	12.2	4,251	4,159	15.8	50,090,682	40,325,968	23.1
502 食料・飲料卸売業	327	277	11.5	3,811	3,345	12.7	35,126,540	25,973,403	14.9
511 建築材料卸売業	303	264	10.9	2,858	2,420	9.2	18,991,048	13,933,595	8.0
512 化学製品卸売業	89	75	3.1	983	713	2.7	7,063,743	5,634,929	3.2
513 鉱物・金属材料卸売業	58	54	2.2	668	474	1.8	8,022,553	5,752,321	3.3
514 再生資源卸売業	34	27	1.1	311	428	1.6	586,616	891,720	0.5
521 一般機械器具卸売業	296	264	10.9	2,512	2,065	7.8	15,320,952	11,383,581	6.5
522 自動車卸売業	115	126	5.2	2,658	2,019	7.7	22,811,805	7,587,289	4.4
523 電気機械器具卸売業	202	210	8.7	2,204	2,028	7.7	19,304,158	14,820,507	8.5
529 その他機械器具	106	113	4.7	1,030	1,158	4.4	6,129,098	5,639,367	3.2
531 家具・建具・じゅう器等卸売業	124	107	4.4	951	780	3.0	4,297,560	2,389,856	1.4
532 医薬品・化粧品等卸売業	167	182	7.5	2,805	2,751	10.5	24,312,859	24,098,535	13.8
539 他に分類されない卸売業	297	286	11.8	x	2,708	10.3	11,781,403	12,050,051	6.9
小 売 業 計	7,381	6,788	100	42,379	48,047	100	82,040,880	80,775,960	100
55 各種商品小売業	28	21	0.3	2,971	3,319	6.9	15,301,942	12,337,562	15.3
56 織物・衣服・身の回り品小売業	1,213	1,155	17.0	4,880	5,118	10.7	8,456,870	7,201,821	8.9
57 飲食料品小売業	2,635	2,261	33.3	16,123	18,656	38.8	21,939,856	21,977,419	27.2
58 自動車・自転車小売業	499	542	8.0	3,129	3,286	6.8	10,395,077	9,331,153	11.6
59 家具・じゅう器・ 家庭用機械器具小	633	570	8.4	2,915	3,208	6.7	6,749,158	7,921,867	9.8
60 その他の小売業	2,373	2,239	33.0	12,361	14,460	30.1	19,197,977	22,006,138	27.2

エ 工 業

産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕

(平成15年工業統計調査結果)

産 業 中 分 類	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成14 年実数	平成15年		平成14 年実数	平成15年		平成14年実数 (万円)	平成15年	
		実数	構成比 (%)		実数	構成比 (%)		実数 (万円)	構成比 (%)
総 計	513	513	100.0	15,779	16,321	100.0	37,077,659	30,194,776	100.0
食 料 品	172	168	32.7	5,102	5,756	35.3	9,140,108	8,688,451	28.8
飲 料	6	7	1.4	477	475	2.9	1,952,316	1,998,928	6.6
織 維	6	5	1.0	51	40	0.2	35,962	24,735	0.1
衣 服	23	23	4.5	413	390	2.4	220,858	217,339	0.7
木 材	10	11	2.1	142	126	0.8	208,077	175,840	0.6
家 具	28	29	5.7	450	461	2.8	661,919	493,037	1.6
パ ル プ ・ 紙	9	11	2.1	189	189	1.2	300,532	296,161	1.0
印 刷	74	74	14.4	1,754	1,785	10.9	2,019,195	2,099,996	7.0
化 学	6	6	1.2	1,276	1,347	8.3	3,383,010	3,546,237	11.7
石 油 ・ 石 炭	1	1	0.2	X	X	-	X	X	-
プ ラ ス チ ッ ク	11	12	2.3	250	257	1.6	306,926	354,210	1.2
ゴ ム 製 品	3	1	0.2	31	X	-	297,171	X	-
皮 革	1	-	-	X	-	-	X	-	-
窯 業 ・ 土 石	31	30	5.8	481	449	3.0	778,793	714,738	2.4
鉄 鋼	5	5	1.0	178	191	1.1	280,661	354,950	1.2
非 鉄 金 属	1	1	0.2	X	X	-	X	X	-
金 属 製 品	43	38	7.4	821	782	5.2	1,196,179	1,078,315	3.6
一 般 機 器	20	19	3.7	441	433	2.8	649,087	529,871	1.8
電 気 機 器	4	7	1.4	346	303	2.2	463,481	407,839	1.4
情 報 通 信 機 器	1	1	0.2	X	X	-	X	X	-
電 子 部 品	4	2	0.4	2,760	X	17.5	14,486,200	X	-
輸 送 用 機 器	8	8	1.6	158	142	1.0	276,863	262,504	0.9
精 密 機 器	3	4	0.8	56	65	0.4	51,615	53,050	0.2
そ の 他	43	50	9.7	337	349	2.1	302,172	289,621	1.0

経 済

オ 産業別事業所数・従業者数・製造品出荷額等〔従業者4人以上の事業所〕

(平成15年工業統計調査結果)

	事業所数			従業者数			製造品出荷額等		
	平成14年実数	平成15年		平成14年実数	平成15年		平成14年実数 (万円)	平成15年	
		実数	構成比 (%)		実数	構成比 (%)		実数(万円)	構成比 (%)
4 ～ 9 人	513	513	100.0	15,779	16,321	100.0	37,077,659	30,194,776	100.0
10 ～ 19 人	256	262	51.1	3,725	1,541	9.4	17,354,185	1,356,281	4.5
20 ～ 29 人	113	113	22.0	2,449	1,549	9.5	6,295,049	1,881,847	6.2
30 ～ 49 人	59	54	10.5	1,988	1,307	8.0	2,993,891	1,740,827	5.8
50 ～ 99 人	27	28	5.5	1,555	1,116	6.8	2,174,298	1,550,343	5.1
100 ～ 199 人	34	31	6.0	1,551	2,272	13.9	2,117,951	5,584,021	18.5
200 ～ 299 人	15	17	3.3	1,463	2,378	14.6	1,943,469	4,375,588	14.5
300 ～ 499 人	4	4	0.8	1,067	1,003	6.1	1,500,616	1,411,892	4.7
500 人以上	3	1	0.2	1,057	x	-	1,374,677	x	-
	2	3	0.6	924	x	-	1,323,523	x	-

2 農 林 水 産 業

(1) 概 況

本市の農林水産業は、なす・メロン・スイカなどの野菜、米をはじめ、みかん・梨などの果樹、花き、畜産などの豊富な基幹作目を有した多種多様な農業と有明海沿岸におけるノリ、魚介類等の海産物に加え、地下水を利用した錦鯉養殖等の水産業からなっている。

いずれも都市近郊という優位性を活かし、農業については、市街化区域内、北部水田・畑作、北西部中山間、南・西部水田、南・東部水田、東部畑作地帯において、地域性豊かな特色ある農業経営が行われ、農業産出額は、全国第6位の地位を誇っている。

しかしながら、本市の農業においても、都市化による混住化や担い手の高齢化、後継者の減少等による労働力不足に加え、国内、国外産地との競争など大きな転換期を迎えている。また、水産業についても、漁場環境の変化や漁業者の減少、高齢化、価格の低迷などの問題を抱えているのが現状である。

このような中で、西暦2010年を目標とした「第5次熊本市総合計画」に基づき、長期的な展望に立った経営の自立安定と国際化社会に対応できる生産性・収益性の高い農・漁業の実現に向け、農業の振興においては、経営の安定化、生産基盤の充実、新しい時代に対応した農業の振興、また、水産業においては経営の安定化、生産基盤の充実という基本方針のもと市民と共存する魅力ある農業と水産業の構築を図っている。

ア 農家戸数と農業就業人口

区分 年度	農家戸数	農業就業人口	専業農家戸数	兼 業 農 家 戸 数		
				第1種兼業農家	第2種兼業農家	計
12	6,289	11,858	1,766	1,374	2,170	3,544
13	6,176	11,522	1,728	1,299	2,163	3,462
14	6,062	11,186	1,689	1,224	2,157	3,381
15	5,949	10,850	1,651	1,149	2,150	3,299
16	5,835	10,514	1,612	1,073	2,144	3,217

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

イ 農地面積

(単位 ha)

区分 年度	総経営耕地面積	水 田	畑		
			普 通 畑	樹 園 地	計
12	7,337	4,631	983	1,723	2,706
13	7,248	4,584	955	1,709	2,664
14	7,159	4,536	927	1,696	2,623
15	7,070	4,489	899	1,682	2,581
16	6,982	4,441	872	1,669	2,541

(注) 農林業センサス結果に基づく推計

ウ 林野面積

(単位 ha)

区分 年度	総 面 積	国 有 林	民 有 林					
			用材林	薪炭林	竹 林	特殊林	要造林地	
12	3,898	1,320	2,578	530	1,556	444	2	46
13	3,878	1,315	2,563	530	1,556	425	2	50
14	3,875	1,313	2,561	530	1,556	424	2	50
15	3,875	1,313	2,561	530	1,556	424	2	50
16	3,898	1,313	2,585	545	1,565	424	1	50

エ 民有林の樹種別面積と蓄積

年度	用材林		薪炭林		竹 林		特殊林		要造林地
	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積	蓄 積	面積
12	530	174,273	1,556	231,030	424	467,011	2	—	46
13	530	174,273	1,556	231,030	425	467,011	2	—	50
14	530	185,872	1,556	234,980	424	466,663	2	—	50
15	530	185,872	1,556	234,980	424	466,663	2	—	50
16	545	198,772	1,565	239,347	424	466,555	1	—	50

オ 農業産出額

(市農林水産振興部調)

年度	水 稻		麦		大 豆		野 菜	
	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
12	3,250	4,018	88	42	146	72	2,229	17,490
13	3,210	3,829	139	54	169	80	2,190	17,406
14	3,170	3,708	220	75	167	77	2,190	17,044
15	3,120	5,081	230	92	171	65	2,182	17,176
16	3,160	2,051	173	75	163	26	2,025	15,844

花 き		樹 芸		果 樹		・ 工芸作物 (たばこ)	
作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額	作付面積	生産額
ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円	ha	百万円
56	1,371	43	189	1,862	5,435	10	56
55	1,533	41	185	1,862	7,678	6	36
59	1,557	39	182	1,858	8,298	6	34
61.4	1,430	39	182	1,857	7,400	6	22
58.8	1,506	39	182	1,856	8,556	4	27

畜産戸数	酪 農		肉 用 牛		養 豚		馬	
	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額	飼育数	生産額
戸	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円	頭	百万円
141	2,482	1,999	1,594	440	1,666	265	199	191
134	2,379	1,973	1,443	377	4,371	294	149	189
124	2,618	2,035	1,104	293	4,353	327	389	257
126	2,710	2,070	1,230	425	4,211	258	446	355
123	2,596	2,100	1,126	438	4,566	375	406	382

養 鶏		綿山羊・養蜂		生産額合計
飼育数	生産額	飼育数	生産額	
羽	百万円		百万円	百万円
97,880	244	—	150	31,963
103,900	214	—	142	33,990
87,900	199	—	139	34,225
96,415	202	—	133	34,891
68,700	159	—	158	31,879

力 漁業経営体数及び漁船数

	漁業経営体数	漁 船 数 (動力船)
11	1,030	1,334
12	1,037	1,320
13	976	1,299
14	994	1,310
15	939	1,329

(農林統計より)

キ 漁業生産額

年	乾 ノ リ		貝 藻 類		海 水 魚		淡 水 魚	
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額	生産量	生産額
	千枚	百万円	t	百万円	t	百万円	t	百万円
11	556,532	5,062	653	247	586	538	49	77
12	507,684	4,804	805	302	408	403	55	84
13	461,906	5,179	812	341	408	355	50	86
14	686,875	6,159	1,195	409	377	309	51	97
15	589,935	5,344	2,318	736	329	227	77	100

(市農林水産振興部調べ)

ク 農業協同組合

(平成17年4月現在)

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
熊 本 市 農 業 協 同 組 合	16,852人	平 4. 4. 1
熊本市中央酪農農業協同組合	15人	昭36. 8.31

ケ 漁業協同組合

(平成17年4月現在)

名 称	組 合 員 数	設 立 年 月 日
河 内 漁 業 協 同 組 合	228人	昭24. 8. 5
松 尾 漁 業 協 同 組 合	85	24. 6.15
小 島 漁 業 協 同 組 合	283	24. 6.15
沖 新 漁 業 協 同 組 合	435	24. 7. 4
畠 口 漁 業 協 同 組 合	189	24. 9.27
海 路 口 漁 業 協 同 組 合	367	25. 5.17
川 口 漁 業 協 同 組 合	338	24. 4. 9
熊 本 市 漁 業 協 同 組 合	141	24. 4.22

(2) 主要事業

ア 農林関係

農業振興地域整備促進事業

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、食料の安定供給や農業の担い手の確保等を図るため熊本農業振興地域整備計画を策定し、今後とも長期にわたって本市農業の振興を図るべき地域を明らかにし、農業振興に関する施策を計画的に推進する。

農業振興地域面積 14,894ha

農をテーマとしたまちづくり推進事業

地域資源を活用して、農業者等のまちづくりとして地産地消の主体的な活動を支援することにより、その拠点づくりを目指す。

農とびあ推進計画に基づき、農とびあゾーンを指定し、具体的な実施計画づくりや実施される事業への支援等を行い、農をテーマとしたまちづくりを推進する。

地域づくり拠点型ゾーン＝農とびあ（消費者と生産者が共生するゾーン）

- ① 鮮で安全な農産物が購入できる
- ② 地元の食材等で「食」を味わえる
- ③ 農業を体験できる
- ④ 独自の伝統文化等にふれあえる
- ⑤ 農の景観に親しめる

中山間地域等直接支払交付金交付事業

耕作放棄地の増加等により、農業の多面的機能（水源かん養機能、洪水防止機能等）の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するために、平成17年度から平成21年度まで5年間、毎年度直接支払いを実施する。

対象地域 旧芳野村地域（農林統計上の中間農業地域）

対象農用地

- ① 対象地域内に存する農振農用地区域内農地
- ② 1ha以上のまとまりのある農用地（一団の農用地）
- ③ 急傾斜の農用地（田1/20以上、樹園地等畑15度以上）

対象面積 田 14ha、畑 347ha

対象者 集落協定（又は個別協定）に基づき、5年間以上継続して耕作や農用地等の管理を行う者

農業経営基盤強化促進対策事業

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立に努めるため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の掘り起こしの促進と認定農業者等の支援・育成を図る。

事業内容

- ・ 基本構想実践活動事業（アクションプログラムを計画的に展開）
- ・ 経営改善支援活動事業（情報ネットワークの構築・認定農業者の経営相談・指導の実施）

農業法人育成支援事業

農業経営の法人化は、地域農業を担う企業的感觉を持った農業者を育成する有効な手段である。

このため、法人化に向けた研修会等を実施することで本市農業者の法人化を促進する。

強い農業づくり交付金 経営構造対策事業

地域ぐるみで地域の農業構造を変革していくため、農業にかかわる幅広い関係者の地域合意を形成し、加えてこれを実現するための生産・流通・加工・情報・都市農村交流等の施設を総合的に整備することにより、担い手となる経営体の確保・育成を図る。

（河内地区）

1 目標達成に向けた主な取組み

- ・ 認定農業者の育成
- ・ 遊休農地の解消
- ・ 家族経営協定の推進
- ・ 新規就農者の確保
- ・ エコファーマーの推進

2 主な施設整備

- ・ 農業用施設（さく井・送水管・貯水槽）の整備

強い農業づくり交付金 生産総合対策事業

農産物の高品質化や低コスト化など生産体制の強化を図り、収益性の高い経営形態を確立し、農業経営の安定を図るための推進事業及び条件整備事業に取り組む。

- ・ 農業生産総合対策条件整備事業小規模土地基盤整備
- ・ 低コスト耐候性ハウス導入
- ・ 広域集出荷貯蔵施設整備

地域水田農業ビジョン支援対策事業

組織的に農業機械等を導入することにより、農作業の省力化及び経営安定に寄与する。

大豆コンバイン導入

土壌病虫検査室 分析・診断事業

農業生産指導の一環として、土壌・堆肥・作物体の各種肥料成分等の分析・病害虫診断を実施して、農業生産の向上に寄与する。

- ①土壌養分分析 ②農業用水・養液分析
- ③作物体・堆肥等分析 ④病害虫診断
- ⑤その他

分析実績

年度 項目	12	13	14	15	16
土 壌 養 分 分 析	877	912	756	1,096	863
農業用水・養液等分析	26	25	29	29	28
作物体・堆肥等分析	22	34	13	1	4
病 害 虫 診 断	106	150	145	120	173
そ の 他	444	336	90	55	62
計	1,475	1,457	1,033	1,301	1,130

環境にやさしい農業推進事業

自然環境に与える負荷を軽減し持続的な農業を確立するため、環境にやさしい農業を推進し、新鮮かつ安全な農産物の生産振興を図る。

- 1 適正施肥管理対策の推進
 - ・施肥基準遵守の徹底と施肥体系の適正化
- 2 減農薬の推進
 - ・農薬の適正使用と減農薬技術の導入
- 3 農業関連廃棄物の適正処理とリサイクル推進
- 4 農業労働環境の改善
- 5 省エネルギー化の推進
 - ・効率的なエネルギー利用

水田農業構造改革対策事業

平成14年12月「米政策改革大綱」が決定され、この大綱に基づき平成16年度から新たに本事業が実施されることとなった。地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施を確保するため、地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした水田農業ビジョンを作成し、実現に向けた取り組みを推進する。

また、需用に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進する。物等の本格的生産を推進する。(平成12年度～平成16年度)

これは、「食料・農業・農村基本法」に掲げる食料自給率の向上を目的として、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を目指す。

年度		12	13	14	15	16
区分						
転作等目標面積(ha)		2,254	2,287	2,097	2,192	
控除面積	転換畑等(ha)	—	—	—	—	
	加工用米契約面積(ha)	—	—	—	—	
控除後目標面積(ha)		2,254	2,287	2,097	2,192	
転作等実施面積(ha)		2,211	2,246	2,125	2,194	
	転作(ha)	2,173	2,083	2,154	2,083	
	加工用米面積(ha)	73	42	40	42	
実施農家数(戸)		5,128	4,156	4,843	4,272	3,404
達成率(%)		91.0	98.2	101.3	100.1	
水稻生産目標数量(トン)						16,856
水稻生産確定数量(トン)						10,118
水稻作付確定面積(ha)						1,865
主食用水稻作付面積(ha)						1,558
水稻作付超過率(%)						83.5

※ 平成12年度～15年度 水田農業経営確立対策事業
 平成16年度～18年度 水田農業構造改革対策事業
 (なお、16年度対策からは、水稻生産実施計画書提出者のみの実績)

農漁業後継者の育成

農漁業後継者育成対策として、各後継者クラブに対する組織育成やリーダー養成をはじめ、経営管理能力向上のための研修会等を実施する。

また機械、施設等の設置に対する融資制度を実施する。

みかん実験農場

所在地 松尾町上松尾字筒井1093番地2
 面積 総面積 3.5ha(圃場2ha:原野他1.5ha)
 植栽本数 早生温州 354本 雑柑 282本
 普通温州 211本 落葉果樹 150本
 施設 管理棟 1棟 97.05㎡
 (事務室14.9㎡、実験室29.15㎡、研修室53.0㎡)
 ガラスハウス 1棟 44.71㎡
 事業概要 優良品種選定のための温州みかん、中晩柑、落葉果樹の試作展示
 普及奨励品種の栽培実証展示圃の設置
 研修、講習、実習、講演会等の実施
 複生母樹園の設置
 学童、幼児を対象とした体験学習の受入れ
 実験室及びガラスハウス

くまもと春の植木市

四百数十年の歴史をもつ本市恒例の「くまもと春の植木市」は、熊本に春の訪れを告げる風物詩として、また緑の祭典として市民に親しまれている。

平成16年度実施状況

開催期間 2月1日(火)～3月10日(木) 38日間

場 所 熊本市白川橋際(本山町白川河川敷)

面 積 約42,000㎡(会場)

うち駐車場約25,000㎡

展示小間数 約560小間(1小間当たり10㎡)

うちビニールハウス192小間

出展品目 庭園樹(大物、小物)・盆栽・草花・庭石・造園・鉢類・石灯ろう・観賞魚等(約100万点)

出展業者 170業者

市民農園

市民農園は、遊休農地を有効利用して自家用野菜や花をつくるなど、市民が農業との関わりを持てる場を提供し、農業に対する理解を深めてもらうとともに、利用者のレクリエーションの場や高齢者の生きがいづくりの場として、昭和58年度より開設している。

- ・ 利用料金1区画(15㎡) 5,000円
- ・ 農園数 16農園
- ・ 区画数 1,027区画

(平成17年4月現在)

名 称	所 在 地	区画数	名 称	所 在 地	区画数
月出山市民農園	月出3丁目2432-56外1筆	108	川尻市民農園	八幡11丁目723外1筆	46
島 崎	島崎2丁目581-1	39	鶴羽田	鶴羽田町1117-1	67
麻生田	清水町麻生田1634-1	73	長嶺南	長嶺南8丁目1370-1	94
帯 山	帯山7丁目764	65	中 島	沖新町4238-2	67
桜 木	桜木4丁目54	48	国府本町	国府本町75	81
柿 原	花園7丁目1990	42	田 迎	田迎6丁目71-1外1筆	98
花 立	花立6丁目541-1	40	龍 田	龍田9丁目1212-1外1筆	40
高 平	高平1丁目324-1外2筆	56	近 見	近見4丁目228外2筆	63

イ 畜産関係

・ 畜産総合対策事業

高品質生産能力を有する家畜の生産を奨励するとともに、家畜伝染病等発生を未然に防止しすることで、畜産物生産基盤の確立と畜産農家の経営安定を図る。

高品質家畜生産奨励事業

家畜防疫確立対策事業

ウ 林務関係

・ 林業振興事業

3～7 齢級(樹齢15～35年)の人工林において不要木の除去、不良木の淘汰を行うことにより材木の健全な成長の促進を図る。また、特用林産物関連の施設化等による生産基盤の整備を行うことで、よりよい林業環境を構築する。

森林環境保全整備事業

特用林産物施設化推進事業

エ 水産関係

生産基盤の整備（漁港・漁場の整備）

安全で使い易い漁港施設の整備拡充や豊かな漁場づくりを目指して、水産基盤整備事業の長期計画に沿って漁港の基本機能施設の整備と漁場の整備・保全を行う。また、漁場の継続的な環境調査により、漁場の維持保全に努める。

- （１）地域水産物供給基盤整備（四番漁港・海路口漁港の改修等）
- （２）漁港浚渫土砂の仮置場整備
- （３）アサリ漁場整備（県営事業費の一部負担）

漁港施設（平成15年度現在）

名称	区分	所在地	種別	現 有 施 設 延 長		登録漁船数	利用漁船数
				外かく施設	係留施設		
沖 新 漁 港		沖新町	第1種	894.7 m	— m	130	0
四 番 漁 港		沖新町・畠口町	〃	1,445.7	740.6	289	419
海 路 口 漁 港		海路口町	〃	1,769.5	318.8	71	71
天 明 漁 港		川口町	〃	134	683.3	357	393
計				4,243.9	1,742.7	847	883

水産業経営安定強化

（１）水産物の生産振興

水産資源の維持増殖のため、クルマエビ・ガザミなどの種苗放流やアサリ資源保護施設の設置補助、及びノリ養殖技術の指導普及により漁業生産の向上と経営の安定に努める。

（２）経営の確立と担い手の育成

漁家経営の近代化と安定化を図るため、市振興資金の貸し付けにより、優良種苗の導入、漁船の建造、養殖設備の近代化等を促進している。また、次世代経営者（後継者等）に、漁業技術の研修や漁家経営安定のための情報提供を実施し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

オ 耕地関係

土地改良事業

豊かでゆとりのある農村地域の発展を目指し、ほ場整備事業、農道整備事業、かんがい排水事業に取組み、生産基盤の充実に努める。特にほ場整備事業を推進することにより農作業の効率化を図り、収益性の高い農業を実現する。

また、災害のない安全な農村地域の実現を目指し、農地保全事業、海岸保全事業に取組む。これにより降雨時の土砂流出、法面崩壊または海面上昇による高潮被害等の自然災害から農村地域を守る。

近年では、農村地域の湛水防除施設あるいは田畑輪換を目的とした排水施設の老朽化も深刻な課題となっているため、既存土地改良施設の更新を図る。

これら土地改良事業の実施にあたっては、農村の持つ豊かな自然環境と生態系の保全に配慮し、豊かで活力のある農村環境の創出に努める。

かんがい排水事業（県営）

区分	地区名
	画 図 北 部 地 区
総 事 業 費	850百万円
事 業 量	排水路L=2,010m
事 業 年 度	平成3～22年
受 益 面 積	173ha

農免農道整備事業（県営）

区分	地区名
	谷 尾 崎 地 区
総 事 業 費	573百万円
事 業 量	農道L=650m
事 業 年 度	平成4～17年
受 益 面 積	100ha

経営体育成基盤整備事業（旧園場整備）

区分	地区名
	東西屋敷地区 外1地区
総 事 業 費	2,462百万円
事 業 量	区画整理A=111ha
事 業 年 度	平成14～21年
受 益 面 積	140ha

農道整備事業（県営）

区分	地区名
	上 松 尾 地 区 外1地区
総 事 業 費	577百万円
事 業 量	農道L=16,290m
事 業 年 度	平成10～平成17年
受 益 面 積	282ha

経営体育成基盤整備事業（旧土地総）

区分	地区名
	供合地区 外3地区
総 事 業 費	2,460百万円
事 業 量	排水機 1基 用排水路L=27,904m 農道L=22,065m
事 業 年 度	平成11～21年
受 益 面 積	296ha

海岸保全事業（県営）

地区名 区分	沖 新 地 区 外2地区
総 事 業 費	1,322百万円
事 業 量	消波工等L=6,037m
事 業 年 度	平成15～19年

農地保全事業（県営）

地区名 区分	塩屋地区 外2地区
総 事 業 費	2,948百万円
事 業 量	排水路L=15,506m 水兼農道L= 6,153m
事 業 年 度	平成7～19年
受 益 面 積	173ha

土地改良施設維持管理適正化事業（団体営）

地区名 区分	画図地区 外5地区
総 事 業 費	120百万円
事 業 量	エンジンオーバーホール他
事 業 年 度	平成15～21年

(3) 農林漁業振興資金貸付

ア 農林漁業振興資金貸付一覧

貸付金の種類	貸し付けをする組合等	貸し付けの対象となる事項	貸付金の限度	償還期間	転貸利率	償還方法
農林資金	農業協同組合銀行	施設資金（果樹にかかるものを除く） 温室、ハウス、灌水、加温、防除、農産物貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	3年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		果樹経営安定資金 灌水、加温、防除、貯蔵運搬等の施設	事業費の80%以内 (共同施設については100%以内)	5年以内		
		農業機械資金 排うん整地用機具、栽培管理用機具、防除用機具 収穫調整用機具等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	3年以内		
		種苗資材資金 種苗購入、資材購入等	事業費の80%以内 (共同購入等については100%以内)	5年以内		
		農作物生産基礎条件整備資金 天地返し、暗きよ、客土等	事業費の80%以内 (1ha以上の面的事業については100%以内)	3年以内		
農業及び漁業後継者育成資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	農業及び漁業後継者が新しく実施する家畜、種苗養殖用稚魚、資材、機械等の購入及び施設の設置等	1人につき300万円以内	3年以内 (100万円を超える額の貸付については、5年以内)	無利子	元金均等年賦払
畜産資金	農業協同組合銀行	種畜導入資金	乳牛（牝） 1頭につき35万円以内	4年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
			繁殖肉牛 1頭につき35万円以内			
			馬1頭につき35万円以内	3年以内		
			豚1頭につき10万円以内			
		家畜導入資金	肉用牛 1頭につき30万円以内	2年以内	無利子	
			肉用雄子牛1頭につき10万円以内 肉用馬1頭につき30万円以内 豚1頭につき2万円以内	2年以内		
			畜産施設資金 畜舎の新築・改造又は器具の購入等	1件につき100万円以内		
水産資金	農業協同組合 漁業協同組合銀行	畜舎ふん尿処理施設資金	1件につき100万円以内	3年以内	年利1.6%以内	元金均等年賦払
		畜舎移転資金	1件につき200万円以内	5年以内		
		資材種苗（海面）	1件につき100万円以内	2年以内		
		機械器具（〆）	1件につき200万円以内	3年以内		
		養殖施設（内水面）	1件につき100万円以内	3年以内		
		種魚（〆）	1件につき100万円以内	2年以内		
稚魚（〆）	1件につき100万円以内	2年以内				
漁船建造	1件につき500万円以内	5年以内				

イ 貸付状況

資金名	14 年 度		15 年 度		16 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
	件	千円	件	千円	件	千円
農 林 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
果 樹 経 営 安 定 資 金	0	0	0	0	0	0
農 業 機 械 資 金	4	5,740	8	13,220	3	6,000
農 林 種 苗 資 材 資 金	1	1,000	2	4,200	0	0
農作物生産基礎条件整備資金	0	0	0	0	0	0
農業及び漁業後継者育成資金	27	45,770	29	54,550	27	51,200
種 畜 導 入 資 金	4	3,150	2	1,750	1	700
家 畜 導 入 資 金	4	38,000	1	4,800	1	4,800
畜 産 施 設 資 金	0	0	0	0	0	0
畜産ふん尿処理施設資金	1	1,000	0	0	2	2,000
畜 舎 移 転 資 金	0	0	0	0	0	0
資 材 種 苗 資 金	68	63,000	69	63,000	72	63,000
機 械 器 具 資 金	24	35,000	25	35,000	27	35,000
養 殖 施 設 資 金	2	2,000	2	2,000	0	0
種 魚 ・ 稚 魚 資 金	6	6,000	6	6,000	0	0
漁 船 建 造 資 金	13	30,000	10	24,900	11	30,000
合 計	154	230,660	154	209,420	144	192,700

3 食肉センター

(1) 概 況

食肉センター（卸売市場）は、昭和40年に公営のと畜場及び市場施設として開設操業され、現在まで本県内外の衛生的かつ安全な食肉の供給とともに、食肉流通拠点としての機能・役割を担ってきている。

近年、と畜頭数の減少などに伴う厳しい経営状況の中、基礎調査を実施し、食肉センターの今後のあり方を検討している。

(2) 施 設

所 在 地 南熊本2丁目3番1号

開設年月日 昭和40年 4月（熊本市食肉センター）

昭和40年10月（熊本市食肉卸売市場）

昭和48年 1月（指定市場「熊本市食肉地方卸売市場」）

建 築 面 積 鉄筋一部木造 2,909.62㎡

敷 地 面 積 10,454.78㎡

施 設 名 称	構 造	面 積	能 力	備 考
食肉センター事務所	木造瓦葺2階建	268.8㎡		1階139.9㎡ 2階129㎡
懸 肉 室	鉄筋コンクリート、一部	475.9		
食 肉 卸 売 場	屋根鉄骨コンクリート	293.6		昭和48. 7 冷房設備
冷 蔵 庫	〃	481	豚換算 775頭	昭和39.12 192㎡設置 昭和42.11 240㎡増設 昭和55. 3 34㎡増設 平成 6. 3 15㎡増設
と 室	〃	838.1		昭和40. 4 解体室666.1㎡ 内臓処理室177㎡
け い 留 所	〃	478.9		昭和55. 7 小動物けい留所411.8㎡ 大動物けい留所 67.1㎡
浄 化 槽	活性汚泥方式	720	日間処理 能力 750t	昭和40. 3 250t 設置 昭和42. 6 250t 増設 昭和48.10 250t 増設
簡 易 焼 却 炉		40.2	1基	平成 8. 3 150K/時
控 室	木造瓦葺	48		平成 8. 3 改造

(3) と畜頭数

年度 区分	12	13	14	15	16
牛	6,499	6,602	8,085	9,190	9,201
馬	6,436	4,375	4,191	4,195	4,328
豚	63,829	46,998	47,072	45,314	42,119
緬山羊	33	7	0	0	0
計	76,797	57,982	59,348	58,699	55,648

(4) 使用料及び手数料

(単位 円)

区 分 使用料 手数料	牛	馬	豚				牛 60kg 以下	幼 駒	緬山羊		改正年月日
			一般		大貫				20kg 以上	20kg 以下	
			湯はぎ	皮はぎ	湯はぎ	皮はぎ					
と畜解体等手数料	3,100	3,100	1,064	1,146	1,476	1,630	1,250	1,450	650	550	平成 8.4.1
内臓洗い手数料	2,000	1,500	洗い140		ボイル80		1,000	750	140	140	平成 8.4.1
と 畜 場 使 用 料	1,100	1,100	600				250	450	150	50	昭和58.4.1
検 査 手 数 料	400	400	200				100	300	200	200	平成12.4.1
冷 蔵 庫 使 用 料	180	180	90				90	90	90	90	昭和58.4.1
市 場 使 用 料	売上金の 1,000分の2										昭和48.4.1

4 観 光 政 策

(1) 概 況

「森と水の都」と称される熊本市は、豊かな緑、清冽な地下水などの恵まれた自然と城下町としての永い歴史と伝統ある地域文化に恵まれ、日本三名城の一つ熊本城に象徴される歴史都市として、また67万人の人口を擁し、多彩な文化を有する近代都市として毎年多くの観光客が訪れる観光都市である。

熊本市は、九州の中央に位置し、東に「阿蘇くじゅう」、西に「雲仙天草」の二大国立公園を配する地理的特性を活かすとともに九州新幹線の開業を追い風として、九州の縦のルート、横のルートを結ぶ広域観光に取り組んでいる。また、平成6年には「国際会議観光都市」の指定を受け国際観光都市づくりを推進するとともに、国内外の大会・会議の誘致に取り組み、国際コンベンションシティとしての展開を図っている。

平成15年9月には熊本市議会において「観光立市くまもと」都市宣言が決議され、市民が誇りを持ち、そして国内外からの観光客の方々に心地よく滞在していただくよう”おもてなしの心”を大切にし、個性豊かな観光都市の実現を目標としたまちづくりに取り組んでいる。

特に、平成16年3月に策定した、まちづくり戦略計画において、「人々が集う元気なまち」を実現するため、「KUMAMOTO（クマモト）ブランドの確立」を掲げている。この「KUMAMOTOブランドの確立」のために、今後5年間、特に重点的に観光コンベンションの振興を基本方針として施策の展開を図る。

(2) 観光客の動向

年	項目	観 光 客 数	対 前 年 比	宿 泊 客 数	滞 留 率
12		4,448千人	100.3%	1,875千人	42.2%
13		4,511	101.4	1,903	42.2
14		4,457	98.8	1,825	40.9
15		4,224	94.8	1,736	41.1
16		4,125	97.7	1,743	42.3

(3) 観光・コンベンションの誘致

ア 観光客誘致対策事業

広報宣伝

- ・京急羽田空港駅での電照看板掲出
- ・大阪空港リムジンバスラッピング広告
- ・宣伝広告及び各種印刷物の作成
- ・出版物による広報

各種旅行雑誌等への観光情報掲載

- ・熊本の夏キャンペーン

熊本の夏のまつり・イベント等を各種広告媒体を通じて広報するとともに、浴衣特典などの旅行者を対象としたサービスを企画・運営し、熊本城築城400年に向けて観光客誘致を図る。

- ・くまもと観光推進協議会

熊本県内の市町村及び観光関連業界が一体となって、熊本県のPRを広域的に行うことにより、その相乗効果で熊本市への観光客誘致を図る。

広域観光ネットワーク推進

九州が一体となった宣伝をはじめ、九州を横断・縦断した各都市との共同事業による観光ルートの開発・整備を行う。また、県内においても近隣町と共同で観光ルートを構築する。

- ・九州縦断県都観光ルート協議会（3市：福岡・熊本・鹿児島）
- ・東・中九州観光ルート協議会（4市：熊本・北九州・別府・大分）
- ・九州観光都市連盟（32市5町）
- ・熊本北部エリア広域観光推進協議会（1市3町：熊本市・植木町・玉東町・天水町）

都市間観光交流

姉妹・友好都市とそれぞれのまつりを通じて相互交流を行うとともに、本市の観光資源やイベントのPRを行う。

- ・世田谷区民まつりへの参加
- ・福井市「越前時代行列」への参加
- ・北九州市「小倉城まつり」への参加

商品化支援・修学旅行・宿泊観光誘致

- ・商品化支援（旅行エージェントの企画する宿泊旅行商品を支援する）
- ・修学旅行用のビデオ及びパンフレットを活用し、国内各地での修学旅行誘致宣伝事業の実施
- ・九州各方面に向けた宿泊誘致宣伝事業の実施

イ 海外観光客誘致対策事業

国際観光振興対策

- ・海外旅行博への出展
- ・外国語観光パンフレット（英・中・韓国語）の作成

経済

（４）観光・コンベンション受入機能の拡充

ア 観光客受入対策事業

熊本駅総合観光案内所・観光情報センター・外国人観光案内所の運営
観光流動調査

観光おもてなし人材育成

市民対象の「おもてなし講演会&シンポジウム」の実施と、観光関連業界従事者に向けた接客・接遇研修を実施し、観光に対する意識の啓発・高揚を図るとともに観光業界の質のレベルアップとホスピタリティの向上を図る。

観光案内標識整備

観光標識現況調査の実施及び観光地を紹介するための各種案内板や目的地への円滑な誘導を図るための標識の整備を行う。

熊本城周遊バス・シャトルバス運行補助

熊本城をはじめ周辺の熊本博物館など文化施設を結ぶ熊本城周遊バスの運行の補助に加え、土曜・日曜・祝祭日にＪＲ熊本駅～熊本城間を結ぶシャトルバスの運行を補助し、観光客の利便性の向上を図る。

イ 観光イベント関連事業

祭・伝統芸能の継承

・火の国まつり

郷土色豊かな市民総参加のまつりとして親しまれてきた「火の国まつり」も本年で第28回を迎え、多くの方に参加を頂き、本市の大きな観光資源として、さらには、地域経済の活性化と観光客来熊になぐべく盛大に開催する。

名 称	「第28回 火の国まつり」
期 間	平成17年8月11日（木）、12日（金）の2日間
主 催	火の国まつり実行委員会、熊本市
会 場	熊本城二の丸広場、市内目抜き通り 他

月日	8月11日（木）	8月12日（金）
主 要 行 事	・希望の火採火式 （金峰山少年自然の家） ・開幕式典・希望の火点火式 （熊本城二の丸広場） ・ライブステージ （熊本城二の丸広場） ・火の国まつりTKU納涼花火大会 （熊本城二の丸広場）	・火の国SORAKOI祭 ～ダンスコンテスト～ （びおれす広場など） ・音楽フェスティバル （市民会館） ・観光ステージ 「各都市ミス・レディ観光PR」 （びおれす広場） ・おてもやん総おどり （水道町交差点～銀座通交差点）

・川尻精霊流し

江戸時代中期から今日まで百数十年にわたって受け継がれている。

・お城まつり「熊本城・お城まつり応援隊」

熊本城お城まつりの開催に合わせ、熊本城の魅力を内外にPRし、歴史観光都市くまもとの啓発と誘客を図る。

（5）観光資源の魅力向上

ア 観光施設整備事業

観光施設の維持管理

峠の茶屋公園、岩戸の里公園、野出の峠の茶屋公園、九州自然歩道利用拠点施設、九州自然歩道等の維持管理を行う。

イ 物産振興事業

本市の物産の振興を図るため、大阪での物産展の開催や熊本市物産振興協会への補助を行う。

(6) 熊本国際コンベンション協会

名 称	財団法人熊本国際コンベンション協会
設 立 年 月 日	平成3年11月1日
目 的	熊本市及びその周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。
事 業	コンベンションの誘致及び支援 観光客の誘致及び受け入れ コンベンション及び観光に関する国外及び国内への広報及び宣伝 コンベンション及び観光の企画及び調査 コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供 コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発 観光施設内売店及び無料休憩所の管理運営 熊本県・熊本市からの委託による受託事業の管理運営 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役 員	理 事 18名〔理事長・副理事長含む。〕（民間、県・市関係者） 理 事 長 小堀富夫（熊本放送名誉会長） 副理事長 副市長他3名 監 事 2名（収入役、民間）
評 議 員	21名（民間、学識経験者、県・市関係者）
事務所の所在地	花畑町7番10号 産業文化会館
基 本 財 産	平成16年度末 1,016,200,000円 (民間 316,200,000円)
事 業 費	379,674,000円

コンベンション開催状況

年 度	12	13	14	15	16
件 数	315	256	349	309	292
人 員 (人)	174,960	168,436	150,298	141,652	114,711

(7) くまもと工芸会館

くまもと工芸会館は、本市の「工芸産業の振興及び発展」を図り、もって地域社会の活性化に資するための拠点施設として建設したものである。KUMAMOTOブランドの確立のための後継者育成に力を入れるとともに、各種工芸教室の開催や、工芸品の紹介等を行っている。なお、平成17年4月から民間事業者のノウハウを生かした管理運営を行うため、指定管理者制度を導入している。

所 在 地	川尻1丁目3番58号
敷 地 面 積	898.18㎡
駐 車 場 面 積	1,963㎡
建 物 面 積	1,646㎡
開 設 年 月 日	平成3年7月30日
建 設 費	530,072千円
増 築 年 月 日	平成13年4月3日
建 設 費	127,467千円
主 な 設 備	実演工房、創作工房、料理工房、企画展示室、ラウンジ、展示販売コーナー
自 主 事 業	伝統工芸品から現代工芸品まで、熊本市工芸産業振興協会会員の作品を常設展示しているほか、伝統工芸月間事業、自主イベント等を開催 夏休み親子クラフト教室、成人向け工芸教室（陶芸教室他）等、各種クラフト教室を実施。

(8) 名所旧跡及び観光施設

ア 水前寺成趣園

清らかな水と日本式庭園の美しさで知られる水前寺成趣園は、細川家3代忠利が「国府のお茶屋」としてつくったものを、細川家5代綱利が現在のような大規模庭園に改修し成趣園（約69,000m²）と名づけた。この庭園は、桃山式回遊庭園の代表的なもので、阿蘇の伏流水と言われる清らかな湧水は年中絶えることなく、他の至る所からも湧き出て、観光客、市民の憩いの場所となっている。文豪夏目漱石もこの清冽な水をたたえて「湧くからに 流るるからに 春の水」と詠んでいる。

イ 北岡自然公園

細川家歴代の菩提寺である妙解寺が設けられていた所で、明治4年に廃寺とされ細川家の別邸となり、現在は、自然公園として公開されている。園の奥にある3代忠利及び4代光尚の廟側には、殉死者の墓や森鷗外の小説「阿部一族」で有名な阿部弥市右衛門の墓があり、数々の歴史を物語っている。

ウ 立田自然公園

立田山の麓にある立田自然公園は、細川家の菩提寺泰勝寺跡である。ここには、初代藤孝及びその夫人、2代目忠興とガラシャの名で広く世に知られるその夫人をはじめ歴代藩主の墓がある。賢夫人として知られるガラシャ夫人は明智光秀の娘で、キリスト教に帰依し貞節をもって一生をつらぬいた。今なお、夫人の墓を訪れる内外の客は後を絶たない。また木立の中には風流を極めた茶室「仰松軒」がある。

エ 本妙寺

九州における日蓮宗の名刹として知られる加藤家の菩提寺本妙寺は、熊本城の北西約2km、城をのぞむ中尾山の中腹にある。境内には、清正公を祀った浄池廟、清正公の肖像画や遺品を納めた宝物館、清正に殉死した大木土佐守や金宣の墓などがある。7月23日に行われる頓写会には、夜を徹して参拝の人波が続く。

オ 峠の茶屋公園

明治30(1897)年、文豪夏目漱石は、友人とともに熊本から現在の天水町へ旅をした。その時に通ったのが、鳥越峠と野出峠で、当時この2つの峠には茶屋があり、有名な「草枕」の一節「おい、と声をかけたが返事がない」はこのどちらかの茶屋が舞台といわれている。現在、当時の茶屋は存在しないが、野出峠は有明海や島原半島を望む展望公園として整備されている。一方、鳥越峠は峠の茶屋公園として資料館が整備され、漱石に関わる資料が展示されている。

カ 武蔵塚

剣聖として大衆に親しまれている宮本武蔵は、細川忠利に招かれて、晩年を肥後で送り、その生涯を千葉城跡（現在のNHK）で閉じた。その墓は、江戸参勤交代の威儀を拝したいという武蔵生前の希望により、大津街道沿いに選ばれたと伝えられている。なお、武蔵塚がある武蔵塚公園は大規模な改良整備のもと、日本庭園や茶室・東屋の他、公園のシンボルとして武蔵のブロンズ像が建立されている。

キ 霊巖洞岩戸観音・五百羅漢

金峰山の西麓にあり、剣聖宮本武蔵が「兵法五輪書」を記した洞窟で観音が祀られている。この横には、石工了善が24年の歳月を費やして刻んだと伝えられている五百羅漢もある。

5 動植物園

(1) 概 要

熊本市動物園は、昭和4年、水前寺公園の東側に開園以来市民の憩いの場として親しまれてきたが周辺の都市化と、敷地の拡張も困難となったことから昭和44年現在地に移転し、平成3年には、隣接地に整備を進めていた都市緑化植物園と一体となり熊本市動植物園が誕生し、多くの人々に愛され親しまれている。

自然環境の荒廃が深刻化している今日、希少動植物の種の保存、環境教育の場として、動植物園の果たす社会的役割はますます重要なものとなっているが、動物園施設は既に36年を経過し、施設の老朽化が著しく、市民ニーズの変化と多様化に対応するためにも、動物の魅力的な行動展示を実現できる再編整備を図る必要がある。

平成17年4月に開設した動物ふれあい広場「タッチ愛ランド」は、遊びながら学べる場として賑わっており、ふれあいイベントも好評である。併せて、飼料代を支援していただくことを通して動物に愛着を感じてもらうため「動物サポーター制度」を創設するとともに、パソコン学習にも活用できるホームページの開設をはじめとする教育普及活動も積極的に展開している。

(2) 施設概要

所在地	健軍5丁目14番2号				
敷地面積	244,992,901m ²				
開園年月日	昭和4年7月26日(昭和44年7月1日移転開園、平成3年4月1日に動植物園新設)				
飼育動物	ほ乳類	48種	353点	鳥類	60種 649点
	爬虫類	14種	104点	両生類	0種 0点
	計 122種 1,106点				
植物園	花壇	4,300m ²	芝生	27,060m ²	バラ 200m ²
	高木	5,100本	低木	55,000本	生垣 406m
	地被類	441m ²	花の休憩所	284種	2,200点
動物資料館	竣工	平成元年7月31日			
	落成	平成元年9月30日			
	建築面積	1,634.55m ²			
	床面積	1,288.318m ²			
	構造	鉄筋コンクリート造平家建			
	主要施設	常設展示室 特別展示室 レクチャールーム 研究室 ロビー(江津湖に住む魚類の水槽)			
花の休憩所	総工費	500,000千円			
	竣工	平成3年3月25日			
	落成	平成3年10月1日			
	建築面積	2,706.538m ²			
	床面積	2,388.773m ²			
	構造	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造			
飼育管理センター	主要施設	展示室 ガイダンス			
	総工費	1,280,000千円			
	竣工	平成8年5月15日			
	落成	平成8年7月15日			
	建築面積	446.42m ²			

床 面 積 672.38㎡
 野 外 放 飼 場 105.40㎡
 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
 主 要 施 設 診察室 手術室 検疫室 解剖室 研修室 検査室等
 総 工 費 290,000千円

緑の相談所 竣 工 昭和60年10月7日
 建 築 面 積 1,078.162㎡
 床 面 積 1,079.199㎡
 構 造 1F 鉄筋コンクリート造
 2F 鉄骨造
 主 要 施 設 相談室 会議室 試験室 事務室
 総 工 費 300,285千円

遊 戯 施 設 モノレール、メロディベット、スーパーバイキング、観覧車、新幹線、ティーカップ
 ミラーハウス、チェーンタワー、メリーゴーランド、小型乗物、子供列車

駐 車 場 普通車 860台 バス17台

入 園 料 (平成9年10月改訂)

	〔個人〕	〔団体〕	
大人・高校生	300円	240円	
小・中学生	100円	80円	(ただし、市内の小・中学生は名札 又は生徒手帳持参の場合、無料)
幼 児	無 料		

利 用 状 況

年度 \ 区分	入 園 者 数 (人)	入 園 料 (円)	施設利用料 (円)
12	790,451	99,900,280	200,849,050
13	803,348	97,132,980	198,502,591
14	733,093	90,400,580	179,320,400
15	715,477	89,141,280	167,082,431
16	646,050	83,604,000	149,513,840

6 熊 本 城

(1) 熊本城のあゆみ

加藤清正が、関ヶ原の戦いのあと、慶長6年（1601年）より7カ年の歳月をかけ完成させた熊本城は、豪壮な天守閣や独得の曲線を持つ石垣などで名城の誉れ高い。加藤家の治世は2代45年で終わり、その後入封した細川家の居城として、240年を経て明治に至る。

築城に当たり清正は数々の実戦の経験を生かし、城の各所にいろいろな苦心を払った。

まず位置を肥後平野をのぞむ茶臼山に選定し、平野にひろがる城下町をも城郭とする平山城の形式とした。また防備の面では、清正石垣と呼ばれる堅固で特異の勾配を持った石垣をめぐらし、籠城を考慮しての城内120カ所余の井戸、成長の早い榎や棕の植樹、畳の芯に食糧となる芋の茎を使うなど数々の配慮がみられる。このようにして築かれた熊本城は、周囲5.3kmに及び、櫓49、櫓門18、城門29を数えたと言われるが、惜しくも明治10年の西南の役で天守閣や本丸御殿などの主要な建造物を焼失した。

その後、昭和35年8月清正公350年祭と市制70年を記念して総工費1億8,000万円をもって天守閣が再建された。昭和56年1月には西南の役100周年記念事業として西大手櫓門が復元されており、平成元年には市制施行100周年を記念して60年ぶりの宇土櫓の大規模修復及び数寄屋丸二階御広間の復元工事が完了した。

そして、平成10年から本格的な歴史的建造物の復元に着手、南大手門をはじめとする西出丸一帯の建造物及び飯田丸五階櫓が既に完成し、現在、本丸御殿大広間の復元を進めている。

(2) 整備振興

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源として、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきた。

そこで、これまで熊本城の保全・復元に努めてきたが、今後は、市民に地域の誇りと心のゆとりを提供する場としての価値をさらに高めるため、歴史的建造物の復元をはじめ総合的な整備・振興を図る。

ア 復元整備

① 整備方針

・歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

・都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

・サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

② 整備手法

・城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（観光客のエントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

・整備期間

短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期的には、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目途に、天守閣へ至る通路（闇御門・くらがりごもん）の上に建てられていた本丸御殿大広間・大台所等の復元をはじめ、西出丸一帯の建造物や飯田丸五階櫓などを復元する。

③ 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成10年4月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

・募金実施期間 平成10年4月1日～平成19年3月31日

・募金目標額 15億円

募 金 状 況

年 度	10	11	12	13	14	15	16	累 計
城主数 (人)	2,639	1,632	2,056	1,701	1,871	1,312	1,385	12,596
募金額 (円)	144,643,033	138,679,646	106,226,777	73,853,562	198,476,666	98,015,883	85,658,749	845,554,316

イ くまもとお城まつり

歴史と伝統に培われてきた熊本の文化に触れ親しみ、市民文化の振興を図るとともに、築城400年を視野に入れ、熊本城及び熊本城復元整備を全国へアピールする。

夏のお城まつり (平成17年8月1日～6日 21日～26日)

【主な事業】熊本城シネマウィーク(映画上映会)、夜間ステージイベント(金子晴美ジャズライブ・古謝美佐子島唄コンサートなど)

秋のお城まつり (平成17年10月21日～11月3日)

【主な事業】

オープニング～城下町・夢のステージ～、青空未来ファンタジー、熊本城太鼓饗演会、熊本城ふれあいフェスティバル、熊本城薪能、神楽deナイト、熊本城武道の祭典、伝統芸能の祭典、フィナーレ(童謡・合唱ピクニック・100人琴など)、城下町くまもと青空市、本丸御殿天井図再現展ほか

(3) 施設管理

ア 重要文化財

名 称	面 積	高 さ	長 さ	摘 要
字 土 櫓	914.65 m ²	19.5 m	242.44 m	三層櫓 (内部五階、地下一階)
長 堀		2.0		
田 子 櫓	49.96	6.23		単層櫓
七 間 櫓	66.99	5.06		〃
十四間櫓	162.11	5.72		〃
四 間 櫓	46.49	5.96		〃
源之進櫓	108.40	北 5.602 南 6.122		単層矩折櫓
東十八間櫓	234.70			単層櫓
北十八間櫓	144.37			単層矩折櫓
五 間 櫓	35.37			単層櫓
平 櫓	111.17			〃
監 物 櫓	140.33			〃
不 開 門	39.01	5.72		脇戸付櫓門

入 園 料 高校生以上 500円
小中学生 200円 (団体割引 30人以上2割引)

※ ただし、幼児および市内の小・中学生については無料。
旧細川刑部邸との共通券 大人 640円 小中学生 240円
熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円 (高校生以上)

開 園 時 間 午前8時30分～午後6時 (4月～10月) 午前8時30分～午後5時 (11月～3月)
(ただし、入園は30分前締切)

休 園 日 年末(12月29日～12月31日)

利用状況

区分 年度	入 園 者 数	入 園 料
12	752,322 人	277,700,120 円
13	790,853	293,893,360
14	934,875	324,598,620
15	775,128	291,076,400
16	752,763	279,892,530

駐 車 場 二の丸駐車場 バス60台、普通車160台
三の丸駐車場 バス10台、普通車123台
宮内駐車場 普通車41台
桜の馬場駐車場 普通車168台

イ 旧細川刑部邸

概 要

旧細川刑部邸は、正保3年(1646年)藩主細川忠利公の弟・刑部少輔興孝を初代として興った武家の屋敷で、東子飼町にあった建物を平成2年度からの「ふるさとづくり特別対策事業」により約4カ年かけて城内へ移築復元したものである。この貴重な文化的遺産を保存するとともに、歴史資料を収集し、これらを広く市民の観覧に供することを目的として平成6年1月15日から一般公開されている。昭和60年に熊本県重要文化財の指定を受けている。

施 設 内 容

所 在 地 古京町3番1号
開 設 年 月 日 平成6年1月15日
敷 地 面 積 20,000 m²
建 物 面 積 1,058.86 m²
建物延面積 1,343.20 m²
構 造 木造平家建(一部2階建)
主 要 施 設 主屋、茶室、台所、長屋門、土蔵他

管理棟、ポンプ室、電気室

開 館 時 間 午前8時30分～午後6時 (4月～10月) 午前8時30分～午後5時 (11月～3月)
(ただし、入館は30分前締切)

休 館 日 年末(12月29日～12月31日)

入館料並びに施設使用料 高校生以上 300円 (団体割引30人以上2割引)
 小中学生 100円
 ただし、幼児および市内の小・中学生については無料
 熊本城との共通券 大人640円 小中学生240円
 熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券 1,000円
 喜遊亭(茶室) (午前) 2,700円 (午後) 3,800円
 庭園 1㎡ 1日につき36円

利用状況

年 度	12	13	14	15	16
来 館 者 数 (人)	23,412	27,514	28,222	32,924	30,982
茶 室 使 用 件 数 (件)	2	1	1	0	0
入館料・施設使用料 (円)	5,679,056	5,929,724	6,257,860	6,348,040	5,958,160

ウ 肥後名花園

熊本城内竹の丸一帯の肥後名花園は、伝統ある肥後六花の純粋品種をより多く後世に残すため、昭和48年に造成し、その保存・栽培を行い、観光客や一般市民に親しまれている。

肥 後 菊	正式5間花壇に50品種を栽培	観賞 11月中旬
肥 後 花 菖 蒲	7間花壇5段に97品種700株を植え付け	観賞 6月上旬
肥 後 朝 顔	19品種を500鉢に栽培	8月に展示会
肥 後 芍 薬	7間花壇4段に25品種70株を植え付け	観賞 5月上旬
肥 後 椿	約900㎡の面積に51品種190本を植え付け	観賞 3月
肥 後 山 茶 花	約360㎡の面積に14品種73本植え付け	観賞 11月中旬

(4) 熊本城築城400年祭

平成19年(2007年)の熊本城築城400年という記念すべき年を契機に、復元整備により蘇る熊本城の素晴らしさと、歴史に培われた文化、豊かな自然に育まれた熊本の魅力を、広く全国に発信する熊本城築城400年祭を開催する。

熊本城築城400年祭では、築城400年を祝う一過性の催しとしてではなく、継続的に熊本の魅力を発信する事業として展開し、熊本経済界・文化関係者など熊本の英知を結集するとともに、広く市民参画を募り、熊本の新たな風物詩を創造する事業として展開する。

基本方針 九州新幹線全線開通を見据え、熊本の魅力を発信する契機となる次の4本の柱を基本に催事を展開する。

- ・ 熊本の魅力創造発信
- ・ 熊本文化の復興発信
- ・ 経済産業の元気発信
- ・ 地域交流の発信

開催期間 平成19年1月～平成20年5月
季節ごと(7つの期間)に催事を開催

実施主体 熊本城築城400年記念事業実行委員会・熊本市

主な会場 熊本城をメイン会場 サテライトを市内各所

その他 事業実施にあたっては、市民をはじめ各種団体、民間事業所、学校、学識経験者、文化、スポーツ関係、マスコミ関係、ボランティア等の参加協力を得て展開する。また、熊本城築城400年祭の開催を機に、熊本の歴史と伝統を育む地域、事業所、商店街、学校、各種団体等による新たなコミュニティの創造を目指す。

(3) 競輪事業の実績

区 分 \ 年 度	12	13	14	15	16
開 催 回 数	14	12	12	12	12
開 催 日 数	78	72	70	70	70
入 場 者 数	350,790	271,301	250,822	223,240	204,081
収 入	千円	千円	千円	千円	千円
入 場 料 (普通席)	15,289	13,565	12,541	11,162	10,204
〃 (特別席)	57,400	46,728	41,948	36,877	27,418
車 券 発 売 金	19,211,559	18,610,516	35,228,730	14,449,911	16,158,275
そ の 他 の 収 入	753,512	772,371	702,206	731,214	837,793
前 年 度 繰 越 金	343,940	180,242	322,090	148,919	185,592
支 出					
経 常 経 費	403,241	347,468	218,415	166,364	178,212
開 催 経 費	17,301,032	16,800,458	32,472,526	14,051,184	15,470,621
交 付 金	1,253,106	1,190,213	2,015,396	609,521	689,694
施 設 関 係	444,079	263,196	752,260	215,423	208,016
一 般 会 計 繰 出 金	800,000	700,000	700,000	150,000	200,000

(4) 競輪事業収益金の使途

区分 \ 年度	土木・住宅 関 係		民 生 関 係		教 育 関 係		衛 生 関 係		災害復旧 工事関係		そ の 他		合 計	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
12	100,000	12.5	456,320	57.0	93,360	11.7	17,920	2.2	0	0	132,400	16.6	800,000	100.0
13	121,380	17.3	410,830	58.7	88,410	12.6	17,360	2.5	0	0	62,020	8.9	700,000	100.0
14	131,320	18.8	424,970	60.7	76,160	10.8	24,920	3.6	0	0	42,630	6.1	700,000	100.0
15	27,090	18.1	92,055	61.4	19,005	12.7	2,700	1.8	0	0	9,150	6.1	150,000	100.0
16	19,120	9.6	139,440	69.7	21,440	10.7	3,120	1.6	4,620	2.3	12,260	6.1	200,000	100.0

8 農 業 委 員 会

農地等利用関係の調整

ア 農地に関する許認可事務

農地法に基づく各種権利の設定、移転及び転用についての許認可並びに証明事務を行っている。

農地法関係申請処理状況（平成16年度）

（単位：㎡）

農 区	項 目 農地名	農地法第3条				農地法第4・5条										農地法第20条		非農地証明		そ の 他	合 計			
		(所有権移転)		(使用貸借権・賃借 権の認定・移転)						第4条		第5条		許可不要										
		件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積		件数	面 積	件数	面 積
1	上 熊 本	3	514	2	5,991	41	18,984	18	10,512	23	8,472			1	547							47	26,036	
2	白 坪					19	13,842	8	8,014	11	5,828			1	975							20	14,817	
3	本 山					8	4,132	5	2,065	3	2,067											8	4,132	
4	画 園	9	7,908	1	1,500	39	26,494	13	7,436	25	16,483	1	2,575	2	6,350							51	42,252	
5	麓 軍	5	11,384	1	4,691	40	24,168	19	12,387	21	11,781											46	40,243	
6	清 水	2	1,107	2	1,519	90	44,216	41	19,564	49	24,652			2	1,619							96	48,461	
7	力 合	5	2,291			59	24,606	12	7,652	47	16,954							1	79			65	26,976	
8	日 吉	5	11,181	2	5,064	31	14,466	13	6,078	15	7,812	3	576	4	3,274							42	33,985	
9	出 水	2	2,589			55	50,386	28	15,658	27	34,728			1	543							58	53,518	
10	川 尻					6	2,038	2	1,557	4	481											6	2,038	
11	田 迎	8	8,772			32	13,696	11	5,263	20	8,263	1	170									40	22,468	
12	御 幸	21	20,172	5	21,465	20	13,985	6	2,081	14	11,904			7	11,648							53	67,270	
13	池 上	3	1,145	3	6,909	29	13,467	8	3,428	21	10,039							1	221			36	21,742	
14	城 山	16	21,987	3	6,359	27	8,955	6	1,792	21	7,163			1	1,100							47	38,401	
15	秋 津	2	3,851	1	7,160	31	20,961	14	7,890	14	5,582	3	7,489	3	5,329							37	37,301	
16	松 尾	12	26,364	3	8,288	7	2,200	3	824	3	1,291	1	85	3	11,255							25	48,107	
17	小 島	8	10,100	3	9,469	11	3,761	2	464	8	2,802	1	495					4	2,722			26	26,052	
18	龍 田	1	4,309			45	34,424	13	9,369	30	17,283	2	7,772									46	38,733	
19	中 島	29	56,122	14	103,036	10	7,410	2	1,508	8	5,902			4	28,675	2	438					59	195,681	
20	供 合	6	8,901	3	21,466	10	9,416	3	1,628	6	6,996	1	792	1	265	1	76					21	40,124	
21	広 畑					36	38,442	17	12,325	19	26,117											36	38,442	
22	小山戸島	10	28,480	6	47,671	60	87,994	13	9,058	39	55,418	8	23,518	5	19,269							81	183,414	
23	西 里	16	24,222	5	24,639	36	24,487	11	7,200	22	12,813	3	4,474	10	21,073							67	94,421	
24	川 上	26	18,874	4	23,173	64	42,070	15	11,485	46	26,292	3	4,293	2	3,125							96	87,242	
25	河 内	33	77,401	14	240,682	11	3,460	1	800	6	1,964	4	616									58	321,543	
26	芳 野	23	85,416	3	29,405	9	4,561	7	3,579	2	982			1	1,563							36	120,945	
27	八 分 字	5	5,333	4	20,943	30	11,869	12	5,262	18	6,607			1	1,831							40	39,976	
28	藤 富	7	6,679	2	21,072	8	2,320	2	507	6	1,813					2	966					19	31,037	
29	並 建	18	23,257	7	30,270	12	5,902	5	2,732	7	3,170			7	4,550							44	63,979	
30	中 緑	2	3,083	1	46,184																	3	49,267	
31	銭 塘	10	21,180	3	41,931	9	5,573	4	2,455	5	3,118			2	2,508	3	567					27	71,759	
32	奥 古 閑	4	3,818	4	25,873	3	3,849	1	631	2	3,218			2	1,381	1	250					14	35,171	
33	海 路 口	9	16,122	4	27,845	1	1,564			1	1,564			1	528	2	1,126					17	47,185	
34	川 口	4	1,910	1	412	2	256			2	256			1	1,333							8	3,911	
	合 計	304	514,472	101	783,017	891	583,954	315	181,284	545	349,815	31	52,855	62	128,741	17	6,445					1,375	2,016,629	

		合 計				比 率 (%)
		件 数	面 積 (㎡)			
			田	畑	計	
住宅用地	農 家 住 宅	18	3,260	7,330	10,590	1.81
	一 般 個 人 住 宅	270	31,711	51,175	82,886	14.19
	集 団 住 宅、その他	304	53,006	149,484	202,490	34.68
	小 計	592	87,977	207,989	295,966	50.68
農 鉱工業用地	農 林 漁 業 用 施 設	29	990	17,259	18,249	3.13
	鉱 業					
	建 設 業	7	9,866	431	10,297	1.76
	金 属 機 械 工 業					
	化学・紙パルプ工業					
	繊維・食料品工業					
	電気・ガス・水道事業	3	4,678		4,678	0.80
	そ の 他	32	9,680	41,741	51,421	8.81
小 計		71	25,214	59,431	84,645	14.50
公共施設用地	官公署・病院等公共用地	12	3,279	17,552	20,831	3.57
	学 校 用 地	5	832	802	1,634	0.28
	公 園 ・ 運 動 場 用 地	1	3,628		3,628	0.62
	道・水路、鉄道用地	40	640	3,774	4,414	0.76
	小 計	58	8,379	22,128	30,507	5.22
その他の施設用地	運輸通信業建物施設	15	6,082	27,735	33,817	5.79
	商業・サービス業	32	18,016	17,769	35,785	6.13
	ゴルフ場その他レジャー施設					
	そ の 他	110	52,946	39,873	92,819	15.89
	小 計	157	77,044	85,377	162,421	27.81
植 林		10	135	10,280	10,415	1.78
合 計		888	198,749	385,205	583,954	100.00

(1) 農地調整事務処理事業

農地の利用関係の紛争に係る和解の仲介処理を行っている。

(2) 国有農地管理处分事務

国有農地の買収、売払、貸付等管理处分とその対価徴収事務を行っている。

(3) 農地流動化地域総合推進事業

農地流動化目標を達成するため各関係機関と連携を図り、農地の出し手・受け手の意向等の把握と農地流動化調査分析によって事業を推進する。

(4) 農用地利用調整特別事業

担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等に関する専門的な知識を備えた集積促進委員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的、効率的な結び付け活動を推進した。

農地利用集積実践実績（平成16年度）

（単位：㎡）

種 別	件 数	期 間	田	畑	合 計
利 用 権 新 規 設 定	74	6年未満	113,898	17,789	131,687
		6年以上10年未満	8,250	0	8,250
		10年以上	79,115	32,753	111,868
		小 計	201,263	50,542	251,805
利 用 権 再 設 定	166	6年未満	272,647	140,706	413,353
		6年以上10年未満	13,988	10,117	24,105
		10年以上	59,971	16,071	76,042
		小 計	346,606	166,894	513,500
所 有 権 移 転	29		48,102	12,310	60,412
利 用 権 移 転	6		30,773	2,484	33,257
合 計	275		626,744	232,230	858,974

(5) 農業者年金業務

農業者の老後生活の安定、経営移譲による農業後継者の育成、確保と経営規模の拡大を目的とする業務を行っている。

（旧制度）

（平成17年3月31日現在）

種 別	待 期 者	合 計	受 給 者		
			経営移譲年金	農業者老齢年金	特例老齢年金
人 数	79	2,380	1,293	1,087	82

（新制度）

（平成17年3月31日現在）

種 別	合 計	加 入 者		受 給 者
		通常加入者	政策支援加入者	
人 数	179	77	102	0

(6) 農業委員会活動強化事業

熊本市に隣接する農業委員会と、地域に密着した主体的な広域連携活動を強化するとともに、農地無断転用及び遊休農地の現場での監視活動の強化等、具体的な取組みを推進している。